
平成27年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成27年3月10日 (火曜日)

議事日程(2)

平成27年3月10日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】(12名)

1番 松上 宏幸	2番 内海 猛年	3番 刀根 正幸	4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之	6番 田島 憲道	7番 辻本 一夫	8番 小田 武人
10番 川上 誠一	11番 益田美恵子	12番 中西 定美	13番 横尾 武志

【欠席議員】(なし)

【欠員】 1名

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美	書記 中野 功明	書記 志村 裕子
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	木本拓也	地域づくり課長	松尾徳昭
学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本石美香	病院事務長	森田幸次
競艇事業局次長	大長光信行	管理課長	藤崎隆好	事業課長	濱村昭敏

【傍聴者数】 16名

午前 10 時 00 分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま、出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、4 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

おはようございます。妹川です。議長、執行部の皆さん、始まる前にですね、一般通告書の中の 1 番の (1) (2) (3) の中でですね、まず 3 番目の開示したかがみ文の記載内容をまず始めて、その後 (1) (2) にしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

では、通告書に従って、特別養護老人ホーム高裁敗訴後、町の対応はというところですが、平成 22 年度特養建設予定地の地番開示に対する開示請求訴訟事件について地裁判決は町の全面敗訴。にもかかわらず、町は福岡高裁に控訴を行った。町はまたもや全面敗訴判決であったというような事実がある中で、判決の後に町は原告の NPO 法人ニューオンブズマンの理事長、今、傍聴席におられると思いますが、地番を開示しています。それで、開示された 3 番目になりますが、開示したかがみ文の記載内容について、12 月議会で時間の許す限り質問をいたしました。この件について質問をさせていただきます。

それで、皆様方のお手元にありますこの広い分の 2 枚ですね。それと 12 月議会では、このような株式会社最上さんの字図を配っておりました。こちらの裏側にはですね、黒塗りをされた分、それから開示されていた分。今回はもう配ってはおりませんが、そういうところをイメージしながら、私質問していきますので、思い起こしていただければ幸いです。それで、この A4 の新しい部分についてですが、これは平成 22 年 6 月 29 日、波多野町長、福祉課がです。福岡県知事殿、宗像・遠賀保健福祉環境に提出された協議書であります。記のところの設置主体について、法人名は社会福祉法人夏井ヶ浜福祉会、そして理事長名は最上慶一様、法人所在地は福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿 808-10。施設整備事業計画について、1 は特別養護老人ホーム、施設名は筑前芦屋シーガーデン、設置予定地は山鹿の 808-10 というようになっております。これは開示されたものなんです。私も開示請求していただいております。そして、右のほうの B で

すね。Bは、これは、社会福祉法人孝徳会。法人所在地は大字安屋3310-3。これは会社の所在地です。会社の所在地です。そして、施設名は仮称というふうに出されております。設置予定地は福岡県遠賀郡山鹿101番地3他1筆。こう書いてあります。説明をいたします。次のページは、これは今年の10月前後には完成するであろう正勇会の会社ですが、これは法人所在地は小倉北区中井1丁目7番14号という会社の所在地です。そして(5)の建設予定地、遠賀郡芦屋町大字山鹿122-1、2、3、3筆あるようです。Dのほうは、これは社会福祉法人慶愛優、皆さん御存知の若松歯科の会社が社会福祉法人慶優会設立準備会とこうなっております。設置予定地5番目は、ここの福岡県遠賀郡芦屋町山鹿1053-15と1069、まあ2筆ということでしょう。

ここで私が質問したいのはですね、まず、一つ目ですね。ここの株式会社最上さんの法人名はこれ、社会福祉法人となっておりますが、というふうに掲載されていたんですね。この会社はその当時、今でもそうですけど、社会福祉法人であったんですか。お聞きします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

その当時、社会福祉法人としての法人格は取得していません。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

社会福祉法人の資格がないのに、なぜ社会福祉法人というふうに掲載したのかというところが非常に疑問なんです、その辺はどうなんです。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

お答えいたします。22年度の公募の際、かがみ文の法人名が社会福祉法人であり、当時の法人の実態と違うことでございますけども、社会福祉法人以外の法人が特別養護老人ホームを整備するための協議書を提出する場合、福岡県の整備方針において、あわせて社会福祉法人格を取得するための提出資料も求められております。その理由は町から県に協議書が進達された場合、県において特別養護老人ホームの設置と社会福祉法人の設立に係る審査について、福岡県社会福祉法人、社会福祉施設等整備審査会で同時に審査を行うためです。かがみ文の作成に関しては、県の整備方針には様式が示しているだけで、具体的な記載方法は示されていません。

このため、事業者は県の社会福祉法人としての審査も考慮して、設立を予定する社会福祉法人

名で申請を行ったものであって、その他必要な書類も添付されていることから、県の整備方針に違反するものではございません。この理由は、22年度の申請当時、県の整備方針には、「協議に必要な書類の添付がない場合は、協議を受け付けないので、注意すること。」とありますが、協議書が受理されていること。それから当時県から書きかえなどの指示もございませんでした。

なお、県にも確認したんですけども、協議書に間違いがあれば指導しているとのことでした。結果として、22年度の協議書の提出に関しては県からの指導もございませんでしたので、違反事項ではございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

私は、違反か違反ではないかということを知っているのですが、このなぜ社会福祉法人夏井ヶ浜福祉会、そして、これ24年度、25年度に出されたこういう最上さんが出した資料があるわけですけど、これについてはですね、はっきりとですね、社会福祉法人夏井ヶ浜福祉会設立準備室とこうなっているわけですよ。それをなぜ、これは24年度、25年度に田屋区の皆さんに配布されたものだと思うんですけど、それにはそう書かれてあるのに、なぜここで社会福祉法人というふうにな、書かれてあるのか非常に疑問に思うし、これは虚偽ではないかというふうな、疑念の念がですね、湧くわけですが。それについては別に問題なかったということではないですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいま答弁しましたとおり、問題はございません。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、Dのところですね。Dのところもこれは慶愛優ですが、社会福祉法人慶愛会設立準備会とこう書いてありますが、これは社会福祉法人慶愛会で設立準備会ということは書かなくてもよかったということですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

24年度の整備に関しましては、芦屋町のほうで社会福祉法人以外はできるだけ設立準備室の

名前を用いていただくようお願いはしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

非常に納得できませんね。では、3番目、法人所在地、福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿808-10、これはどこにあるんですか。法人所在地というのは。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

法人所在地と記載してあるところは、事業者が提出しました整備予定地、特別養護老人ホームを整備する予定地でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

不思議ですね。法人所在地が建設予定地のあのさら地、二百五十数坪しかないさら地が法人所在地になるなんて、考えられませんよ。では、Bはどうかというと、法人所在地は、これは孝徳会。孝徳会の安屋というところはちゃんとした建物がある。大きな建物があるですね。それから、Cの正勇会というのは、これ今現在、小倉北区ですね。ホームページにもちゃんと載っています。そして、Dのところも幸町5番14号。こんなさら地であり建設予定地が法人所在地として掲載して、それを受け付け、県のほうに提出したということに対して非常に疑問に思いますが、その辺はいかがですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

法人所在地ということなんですけども、先ほども申しましたように、社会福祉法人もまず設置する予定、これも事実でございます。内容に協議書類の中に社会福祉法人を設立するための書面、準備、そういったものもきちんとして入っております。したがって、ここに法人は社会福祉法人の事務所を置く、その予定としておること、そこに設置予定地として住所を設けることは、それも事実であろうと思いますので、なんら問題はないと思います。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今のような説明では私も含め、傍聴者の方々もこの問題について、非常に疑問に思われている。公文書の虚偽記載ではないかと思われている方、多くいらっしゃると思いますが、納得できない回答ですね。

では、建設予定地、5番目の設置予定地は、山鹿808-10となっています。これは12月議会では、代表地番であるというように説明されたようですが、再度そのことについて説明していただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

さきの議会でも説明申し上げましたけども、事業者はいくつかある整備予定地の地番を代表する代表地番として、かがみ文に記載したものです。福岡県にも確認したんですけども、整備地が多く地の番にわたることもあること、福岡県の整備方針には明確に規定してないことから、代表地番の記載でも問題はないということでした。なお、当該整備事業につきましては、全部で3筆、約1,890坪の面積がございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、見比べていただきたいんですが、今、代表地番でいいと。3筆あると。千なんぼですか。三つ合わせて。(発言する者あり) 約1,800坪ある3筆の中の代表地番である。では、Bはどうでしょう。Bはこれは山鹿郵便局のところに建てようとした、孝徳会ですね。今はさら地にしながら、薬局といいたいでしょうか、できるような状況です。ここは、山鹿101番地ほか1筆。こういうふうにわかりやすく書いてあります。そしてCのところは、これは今、正勇会。設置予定地は3筆、正確に書かれてある。慶優会は、これ2筆。しっかり書いてありますが、なぜこのときだけ代表地番というふうにされるんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほど答弁しましたとおりですね、県にも確認しましたし、県の整備方針には代表地番だけでも構いませんという御返事でした。ちなみにDですね、Dで出されているものについても代表地

番というふうに認識しています。全ての地番は記載されておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

いずれも、県に問い合わせしたところということですね。受け付けされるのは芦屋町が審査し、書類選考していくわけでしょうけど。町長も言われるように、随時いろいろな問題点については、県に問い合わせしてというようなことなのでしょうけれど、これも納得できません。まあ、Bのほうはですね、これはもう余談になるかもわかりませんが、孝徳会の場合は、101番地3他1筆じゃなくて、本来ならば3筆ですよ。1筆じゃないです。これは3筆。これはもう答えなくても結構です。3人の地主さんが反対したことによって、分筆されたのが3筆あるわけでしょう。だからこれなぜ1筆なのか。3筆であるというこれも間違いです。確実に間違いです。まあ県のほうに問い合わせすれば、そのように問題ないというようなことをまあ言われる。これもやっぱり県はですね、これを受理しているわけですから、これは今さら間違いであったとか言えるはずがありません。口裏合わせながら話をされたんだろうと思いますが。ところでですね、これ、裁判は地番を提示せよと。地番を開示せよというふうに判決が出たわけですね。代表地番を開示せよとは言っていないよ。その点、どうですか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

要旨1のほうでもですね、開示の方法ということで聞いてあるんですけども、裁判の結果はですね、かがみ文書の開示が裁判としてなっていますので、これを開示決定を取り消して公開しなさいということなので、情報公開請求があっています、そのかがみ文書について公開したということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

原告は、情報公開条例に基づいて非開示になったと。たった地番を明らかにするだけで、かがみ文の地番をとる前提ではなくて、地番を明らかにせよということに対する非開示、不服申し立てをした。それ、審査会も非開示は妥当であると、このような判断。よって原告は地裁に裁判所に願い出たと。それにかがみ文の地番をとる文面がありますか。地番を開示してくださいで

はありませんか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

もともとですね、情報公開請求があったときに、そのかがみ文書の公開ということで、その中に地番というところがあるんですけれども、これかがみ文書の設置予定地の公開というのが請求者の内容でございますので、それに基づいて控訴されたということになっていると思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

もう一度、原告の地裁に出された裁判の訴訟状をよく見てください。地番の開示をしなさいと。判決文もそうでしょ。かがみ文の地番を出しなさいじゃないですよ。地番を開示せよ。だから、本来ならば、町は、町が言うところの1, 800坪であれば、山鹿の808-10、808-8、808-9というものを出すべきではなかったですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

判決文の中に法人が芦屋町長宛に提出したかがみ文書の公開を請求したところ云々という文言がありますので、あくまでも裁判ではこのかがみ文書が対象だったということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

それは、何ページに書かれてありますか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

2ページ。(発言する者あり) これは、判決文の最終結審の9月12日の2ページに書かれてあります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

仮にそれが正しいとするならばですね、そうであったとしても、なぜこのような地番をですね、はっきりと3筆なら3筆とかですね、他3筆とかですね、それを書けばいいのであって、仮にそのかがみ文が、その原告がそのようなかがみ文の地番を明らかにせよと言った、そうであったとしてもですよ、じゃあもともとこれ自体が、808-10ということ自体が、ないしは808-10ほか2筆とかですね。それとか三つの番地を書けばよかったんではありませんか。そういうことがいわゆる疑惑の念を、この文書は虚偽記載ではないかというふうに思わざるを得ないわけですよ。そういうふうに原告の人や百条委員会設置を求める十数名の方々のそういう思い入れがあるわけですね。そういう疑惑を招くような、疑念を抱くようなことをなさらないでほしいと思います。

それから、次に行きますが、建設予定地の地番の敷地面積では、特養50床は建設できませんよね。できないですよ。なぜこのようなことをなさったのか。私たち、原告の人たちはですね、このかがみ文を差しかえたのではないかという疑い、もともとこういう問題について、何も隠すことなかったわけでしょ。地番を開示せよという判決のもとに出されたかがみ文には、今Aにありますけど、この原告の皆さんは、設置予定地のその5番だけを求めたのに、よくもまあこんなに会社名も理事長名もよくも出されたなど。いいんですよこれで。最初からこれ出せばいいんじゃないですか。問題なければ。それをお互いにね、町は原告に対して、また原告は疑惑の念があるのではないかということでニュースを、機関紙を流される。町は町でそのチラシを誹謗中傷のビラやというふうにあしや広報を使って、また町長は業務妨害ということで、警告書を公費を使って発すると。このように権力を持つ町長さんがですよ、なぜこんなことまでされなければならないのか。私は以前の議会で「そんな誹謗中傷のビラとかそういうこと言わず、堂々と構えておきなさいよ。」と私は言ったことがあります。町長、その辺についてどう思いますか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

ちょっとですね、妹川議員さん、そもそものところから問題としてずれておるというふうに考えております。一番最初のところはですね、請求者から、開示請求がありました。これは24年の3月19日にまず、22年度の町から県へ協議した施設の所在地という請求がございまして、この所在地については公開をしております。一番最初に。これは付近見取り図ということで、今、妹川議員さん持たれておるその字図の内容を示した付近見取り図を出しました。その後ですね、

3月27日に一切の資料、地番の入った一切の資料というような請求がありまして、一切の資料というのは、当時はですね、あの我々の考え方、裁判でもお示しをしたんですが、事業者の不利益になる。この事業者は採択されなかった。採択されなかったから、事業者の不利益になると。事業者名を出すこと等々について、我々は公開・開示すべきではないと。そのような判断をしておったわけです。その判断は審査会でも同じような結論になって、最終的にはこの裁判において、公開が予定されている情報だと、住民説明会が開催しておられる以上は、公開が予定されている情報だという判決が下りまして、その中で初めてこれを開示したわけでございます。だから、当時はですね、事業者の不利益になる。そういうことでですね、開示をしなかった。だから、その地番をなぜその当時出さなかったのかということは、全体の我々の考え方からいくと、その開示ができなかったと。そういうことでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今、副町長の説明、これは22年度のことを今話をされたんですか。そして、こういうのを開示したとか、それとか、住民説明会が開かれている以上はとか、今のは22年度の話ですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

22年度のことで、裁判の結果において裁判所が示した内容です。今22年度かって言われた、私が今ずっと話をした開示請求というのは、24年の3月から開示請求があっています。その開示請求の内容は22年度の申請に基づく内容について24年の3月に開示請求があった。そういうことでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

言っておきますけどね、22年度はね、住民説明会はなかったんですよ。こんな資料も出されてないんですよ22年度は。だから、昨年9月議会でも12月議会でも、住民説明会はなかった。と、その当時の区長が言うし、住民の方も言われる。だから、裁判で出された住民説明会の議事録があると。それをみんな議員の皆さまも信じきっておられますね。なかったんですよ。だったらちゃんとその当時の区長さんや、組長さん、住民の方に22年度6月の二十何日に住民説明

会があった、議事録があったと裁判所に出してありますよね、最上さんが。そして、町も裁判所に出されています。当然県にも出されたでしょ。それ捏造文書じゃありませんか。だから、なぜ地域住民の方、元区長さんのところに22年度6月には住民説明会がありましたかということをご聞きに行かないのですか。聞く必要はないということなんですが、そういう裁判所の議事録、裁判所の準備書面を読んでいますと、あたかも住民説明会があったかのごとく、資料を出したり、説明されていますが、だからこそ、裁判長はそういう住民説明会があったとするならば、あったと言われているわけですから町は。だったらこれは公になったものであるから、当然開示請求があれば、開示しなさいというような判決であったんですね。私はむしろ、町側はやぶ蛇ではなかったかと。そういうふうには思わざるを得ないわけですよ。大体22年度住民説明会はあったんですか。聞きに行かれましたか。町長。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

いやいや、私に住民説明会があったかどうかというふうには質問されてもですね、妹川議員みずから言われたように、これは何度もお話しておりますように、この特養というのは、県がいわゆる決定することであって、所管はその県の指導に従ってやっていると。私の記憶では、いろいろ県の22年度、毎年整備方針の中身が少しずつ変わっておるようではありますが、記憶しておるところは区長さんの印鑑があればいい。議事録があればいい。というように22年度のときは、私は記憶しておるわけでございます。それで、県が受理したということは、もう我々の手から離れてそれを受理して、その審査を県がどう扱うかというのは、これは県の裁量の問題でありまして、だから、受理されたということは、もう我々の手から離れているわけでありまして、不備があれば課長も言ったように、これは不備ですよ。という指摘が当然、県のほうからあるわけでありまして。妹川議員最初から、なんかあの、この図面である、いろいろいろいろ言われておりますが、県は全て受理しておるわけでございます、そのことを申し添えておきます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ次にですね、戻りまして、町長は①ですね。そういう原告の理事長に地番を開示しているが、いつ、どのような方法で開示をされたのか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

それでは、要旨1についてお答えいたします。福岡高等裁判所の判決ということで、先ほどもちょっと出ましたけども、平成22年度高齢者福祉施設整備について、芦屋町長が福岡県知事に提出したかがみ文書及び法人が芦屋町長宛てに提出したかがみ文書のうち、設置予定地を非公開とした部分を取り消すとともに、公開を命じる判断がなされたものでございます。

町はこの裁判結果を尊重したうえで、平成26年11月28日付で一部非公開とした部分については、これを取り消して、法人用と芦屋町分の協議様式の黒塗り部分の内、法人印影を除いてですね、全部公開いたしました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今、聞こえづらかったんですが、何を除いてですか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

法人用の協議書の中で、法人の印影、印鑑ですね。公印がございますので、それだけは黒塗りということでございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、2番目の町長はそういう一連の流れの中で情報公開条例から、不服申し立て裁判、二つの裁判を行われ、また、控訴され、公金を使って、最終的には敗訴になった。かなりの税金を使われたでしょうし、また、職員の皆さんは裁判所まで出向いたり、ないしは、その妨害を行ったであろう反対していた人を賛成に回したとか、また私に対する妹川議員もそういう反対をするというようなことをしつこく言ったとか。それでわざわざ地主さんのところ、お百姓さんのところに行って聞くと。相当な労力を使われたと思うんですね。そういう意味で、町は判決敗訴しました。町民の皆様に対して、原告の皆様に対して、どのような謝罪をなされたのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

裁判の中で原告が訴訟の目的を示しております。簡潔に説明します。

被控訴人の本件訴訟の目的は、特定の事業者と芦屋町との官製談合を追及するところにある。当該建設予定地が町有地なのか、町有地だったとして議会の承認を得ているのかという点を明らかにすべく、本件訴訟を提起したのである。まあこういう内容でございます。原告が開示請求した特養の申請に際して、提出したかがみ文書の土地の地番は既に関示をしております。町有地ではないということが、明らかとなりました。また、開示したかがみ文書以外の協議書類では、様式4で設置予定地の状況を示す文書を提出しなければなりません、全部の土地、地番及びその地籍が明記されており、これらの土地は全て町有地ではありません。したがって、原告が訴訟の目的とした、町有地ではないかとの疑いは、全く事実ではなく、そもそも町有地なるものは初めから存在しておりません。官製談合なる疑いは何を根拠にされたのかわかりませんが、そのようなことは行政運営上あってはならないことでございます。したがって、そのような事実があれば謝罪ということも考えられますが、それが無い以上、その必要はないものと考えております。

このことについては、広く町民の皆様にも周知する必要があることから、本年1月15日の広報あしやで、そのてんまつなどをお知らせしたところです。我々は裁判での開示請求に関しては、事業者に対する妨害等があったので、事業者が不利益をこうむるため非開示が相当と主張しましたが、裁判所は既に住民説明会が行われている以上、公開が予定されている情報だということで、開示の判決が下りました。この結果を熟路の末、受け入れたところでございます。広報で裁判結果と町の対応についてということで、事のてんまつや、今後の情報公開については裁判結果を尊重した上で、運用していくことなど、広く住民の皆様にお知らせをしたところでございます。つきましては、このことにより説明責任を果たすことができたものと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、副町長のほうから経過の説明があったわけでございますが、町長、謝罪をしたのかということで、御指名でございますので、私のほうから発言させていただきますが、今、副町長が話されましたようにですね、もともとこの裁判は何かというと、情報公開の裁判ですよ。情報公開の裁判であって、町有地を何の手続もせず事業者に貸したのではないかという疑惑を持たれて、訴訟を起こされたわけでございます。この点をまず押さえておかなければならないと思っております。

先ほども出ましたように、この情報公開第1回目のときに、妹川議員もお持ちのこの位置図、この位置図を公開していますよね。この位置図、お持ちですか。この位置図。この位置図にも赤でこう枠がしてあったと思うんですが、この位置図を見ればですね、結局、例えばこの位置図を

少し調べれば、町有地があるかないかというのは一目瞭然であるわけでありまして。というのはですね、妹川議員ですから、財政課に行くなりされて、ここすぐわかるでしょ。このはまゆう観光道路があって、ああこの辺というのがすぐわかる。ここ町有地があるんですか。ということを知れば裁判とかならなかつたわけでありまして。我々はいわゆる情報公開条例、それが個人情報保護法案等々ありまして、まあ採択されなかつた、結局事業者のそういう情報は開示しないというふうになっておるわけでありまして。

もう一つ申し上げれば、それが例えばですね、法務局に行けば閲覧ができるんですよ。そのことも御存知ですよ。番地わかりますよね。だから、そこに町有地があるかないかというのは、もうすぐわかるわけで、こんな裁判の手續とかしなくてもですね、すぐわかるわけでありまして。

それから、もう1点、まあいわゆる町有地を売却したり、貸し付けたりする場合は、公有財産取得売却貸付検討委員会なるものがあるということも、当然妹川議員御存知ですよ。そうすれば、結局町はこのところを、結局申請書が出ているのかと。まず申請書が。これは聞けばわかる話であって。妹川議員もある当初、最初ごろ、ある事業者と一緒にですね、財政課に行って、町有地を借ろうとされて、そして同行されて申請のお手伝いをされているじゃないですか。だから、当然わかっているわけですよ。町有地があるかないかというのが。だから、大ざっぱに言うると、この、例えばそこまでせんでもわかるには、位置図がわかるんだから、このはまゆう観光道路のこの右側に町有地はどの辺にあるんですか。財政課に行けば町有地というのは、町民の財産ですので、個人の土地は公表できなくても、町有地はここここここにありますよというのはすぐ教えてくれます。その辺をしないで、いろいろなその結局、遠回り、遠回りしてですね、裁判まで来たというのは、どうも納得がいけないわけでありまして。それを官製談合などというような形に位置づけをされてですね、そしてここで謝罪をしたのかという、私に言わせれば、今言ったように最初のこの情報でこの位置図をお示ししとるんやから、そのときに町有地があるかないかを調べればすぐにわかることであって、町有地をその、結局、何の手續もなく議会の承認もなく貸した官製談合というふうに位置づけられたことに対しましては、私は逆にですね、逆に謝罪をされるべきではないかというふうに私は思うわけでありまして。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

原告の方、後ろにおられますが、また賛同者の方が多数おられますが、今のようなことで納得されるかどうかわかりません。であればですね、皆さん方がたった1枚の紙切れを情報開示請求があったときに、素直に出せばいいわけですよ。それを、情報公開条例の特例といいましょうか、

社会的地位、社会的名誉が毀損されるからという理由づけで、しかし、この情報公開条例というのは、町当局の財産でもありませんし、一事業者の財産でもありません。情報公開条例というのは、趣旨は、情報は町当局だけではなくて、町民全体の共有財産であるという視点に立って、そしてこのような情報提供することから町が発展していく。情報公開会条例に非公開とか、非開示とかいうのは、個人の名誉、個人の情報保護法に基づくもの、そういうものの一部に限られているのであって、裁判の結果を待たないと出せないということ自体が、本当にですね、今の町政が明らかに、公に、公平になされているのか、非常に疑問に思うわけです。

先ほどから言われてますが、そういう地図を、字図を出しているということですが、22年度はそういう資料も全く出されていないし、住民説明会も行われてないということだけははっきりとしています。ほかにもいろいろありますが、結局は町長の最後は、むしろ原告の方が謝罪をするべきではないかというような結論ですね。私は町民の最高責任者としての町長がですね、そういう強権的な考え方、そして住民の目線に立ったそういう町政をやっていただきたい。情報公開条例の趣旨に基づいて進めていきたいなというふうに思います。

時間がきましたので次に行きます。

次は堂山、もう一つの洞山の崩落防止計画についてということで、時間の関係でですね、①②は申し訳ありません、時間があればまたお願いしますが。山田輝香氏により、寄附2,000万円を受けて設置した芦屋町洞山整備基金条例は、平成26年3月議会で廃止する条例が制定されました。この理由は約1,800万円だと、約ですね、約1,800、1,900万円近くのお金をかけて、洞穴の部分の修復工事にされているというふうに、実際そうされていますし、また、碑も立っておりますね。じゃあその後、洞山の崩落については町民の方々も、それからあそこを訪れる町外の方々もですね、非常に危険な状況ですので心配なさっているし、いつから改修工事が行われるのかという、そういう私たち洞山保存会の私、事務局長ですが、そういう人たちの話も聞きますし、また、半年ぐらい前には西日本新聞社の取材を受けまして、洞山保存会の皆さんや地域の方と一緒に散策しました。

町としてはですね、単独で単費でなんとか保存活動を、修復活動をということでやられ、そして今回県費でですね、災害防止というような形でなされたということを知っています。それで③のほうにですね、直接いきまして、洞山崩落防止工事業について今、工事が着工されていますね。その後のスケジュールについて、その内容と工事着工内容、そういうことについて、質問を行います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

洞山の崩落防止工事のスケジュールと内容についてお答えをしたいと思います。スケジュールにつきましては、平成26年12月25日から平成27年4月30日までの工期予定で現在進んでおります。手前の堂山の崩落防止工事の内容につきましては、南西側斜面全域、遠賀川側になりますけれど、これの上部の崩落の激しい部分は、モルタル吹きつけで約280平米、中段部分は、ソイルガード工法という形で約1,400平米、標高約3メートルをガラスコーティングで約340平米の工事を行っております。この一番上の部分につきましては、普通のモルタルの崩落の激しい部分については、吹きつけという形になります。中間部分につきましては、ソイルガード工法という形で、高い粘着力を持つ2液性の常温硬化型のエポキシ樹脂接着剤で、岩盤のり面や自然石群の補強や劣化防止を行い、現状の景観を維持しながら安定化させる景観に配慮した工法だと聞いております。特徴としては、石や岩の隙間、クラックに粘着して落石を防止。劣化や侵食の進行を抑えて安定化。景観を損なわずに補強や安定化が図れる。亀裂の多い岩や堆積土への緑化導入が可能であるという形で聞いております。下の部分のガラスコーティングにつきましては、熱処理を使用しないガラス製の膜という形になっています。この特徴としては、紫外線や熱線、風雨にさらされる自然環境において優れた耐候性と耐塩害性や防水性に優れているというふうな工法だそうです。

事業費につきましては、約1,700万円程度かかるという形になっております。次の奥の洞山の崩落防止工事につきましては、平成27年6月頃に事業要望調査という形の中で県に提出をし、現地確認を行った後、優先順位の高いところからの実施していく予定となっております。ただし平成27年度に災害等の発生がなく、27年度施工可能となれば、9月頃に町から県への事業申請を行うようになります。26年度の手前の堂山の場合と同様に、岩盤の風化防止対策を進めていくという形になりますし、その際には景観に十分配慮していくという形で考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

町民の皆様方もですね、先ほど言ったように、また柏原区民の皆さんや漁師の皆さん方もですね、柏原漁協の私有地であった土地を町に返却というか、無償譲渡をされて、五、六年なるでしょうか。やっぱりその無償譲渡したとはいえ、危険ながけ崩れ等あれば、いつも冷や冷やされていたと思うし、私も行くたびごとにですね、そういう大きな石が上のほうから落ちてきていると。散乱している状況を見たときにですね、なにか命にかかわるような事件が、事故が起こらなければいいがなと思っながらですね、やっとうこうやって工事が始まっております。非常にいいことだと思うんですね。次の町民にこのことについて明らかにしたのかということなんですが、今

どのような説明会を何カ所されたのか、お聞きします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

住民の説明につきましては、柏原区の町民及び漁業者に対して各1回の説明会を行っております。また、洞山保存会のほうに2回の説明を行ったという形でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

洞山保存会の会合は2回ではなくて、3回だったと記憶しています。平成24年4月13日に役場内で、洞山崩落防止工事設計委託についての説明会、そして、最近の昨年11月28日ですね。ここでも崩落防止の説明会がありました。27年の2月27日に大君区公民館で工事説明会がありましたね。それで、そのときからですね、私たちは洞山保存と郷土史料を守る会は、なんらその町民の代表ではないんですよ。一個人です。わずか、そんな人数が多いわけじゃありません。だからそのたびごとにですね、こういうような工事をなさる以前、ないしは工事をしていくときにですね、地域住民の皆さんにやはり広報でですね、こういうことを、工事をしたいと。何かいい知恵はありませんか。ないしは、工事をするときにはこういうことで崩落防止のために工事をしますというようなことを、なぜ広報あしや等で説明をなさらないのか。

昨日も城山の散策道路のひびが入っているところを簡易的ではあるかも知れませんが、工事されている。そして立派なフェンスをつけられた。いいことではありませんか。こういうのを積極的にね、町民の皆様にはこれは何も行政のためにやっているのではない。町民のためにやっているわけですから、町民の負託を受けてこういう公共工事、税金を使ってやっているわけですから、町民に明らかにするのは当然だと思うんですが、それをなぜやらないんですか。

私も議員です。ここにおられる12名、私を含めて13名の議員の皆さんも「そんな工事をやっているんですけど、議員さんどうなっているんですか。」と言われたときに、「いや、知りませんよ。」と言えないじゃないですか。町長がよく言われる「町民と議会と一体となって、そして、議員や町民の声を謙虚に受け止めてやっていきましょう。」というふうにも政策にも出されているでしょ。私は非常にいいことやありませんか。そういうのを積極的にPRすべきじゃありませんか。私も今回、2回目の11月の末に、2回目の11月28日、東公民館でありましたね。そのときに、ぜひもう一度、年内は無理としても1月の初めくらいでもですね、行われるのかなと思っていましたけど、もう工事が着工されているということを聞いてびっくりしてですね、すぐ

さま現地に飛び行き、カメラで撮ってきましたけれどね。

町長、どうでしょう。やっぱりこんないいことだと思うんですよ。これをなぜ事前に議員の皆さまに諮るなり、諮るといふか、そういうことをやりますということを議会事務局のあそこのポストでも入れればいいわけですよ。全員協議会で開く必要はないかもわかりません。そういうのはやっぱり入れてほしいと思いますが、お願いします。どうですか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

妹川議員は今2点、二つあるわけですね。崩落防止、それから洞山のいわゆる観光の景観とこの二つはあわせて今お話されておられるわけでございます。妹川議員、いみじくも言われましたように、まず行政とすれば、あそこはたくさんの方がお見えになるので、崩落防止工事というのをまず優先するわけですよ。この崩落防止工事につきましては、やはりロープで囲い、侵入防止とかですね、そういうふうにやっていますので、それは今言われたように柏原の地区のいわゆる漁業者の皆さんとか、妹川議員が提唱されておられます、保存会でいろいろ御苦労されておりますので、その方に説明、こうやって行う。ただ、今からそれが終わると今度は観光としてですね、観光ゾーンとして今から芦屋町はあそこやらなくてはならない。そのときに初めてワークショップ、それから住民参画そういうふうな手法を取る。まず順番として危険防止崩落防止ということは今やっておるわけでございます。だから決して、いわゆる皆さんの意見を聞かないというわけではなく、危険防止を今、最優先しておるといふことを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

私はそういうことを言っているわけじゃないんですよ。そういういいことをなさっているから、事前に、柏原漁協や柏原区民の皆さん、洞山保存会だけではなくて、こういうような工事、危険防止のために工事を行ないますよということなをなぜね、町民の皆様には議員の皆さんに明らかにしなかったんですか。今後はですね、そういうようなことを明らかにしてほしいし、特に議員の皆さんはですよ、何も知らされていないということに対して、疑問、不満があるじゃないでしょうか。私はそう思います。今後はですね、ぜひそういう方向性で臨んでいただきたい。何も小さなことについて意見や、それからワークショップをする必要はないでしょう。私はただ、それだけを言っているんです。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

言われるのはわかるような、わからないような気がするんですが、公共工事というのは、例えば来年度によっては70ぐらいあるわけですよ。いわゆる道路、下水道、いろいろなところあるわけで、その一つ一つ住民説明会をじゃあやるのかというと、それはちょっと疑問に思うわけでありまして、まあ町全体、観光とか振興とかそういうものに関しましてはですね、やはりワークショップを開いて住民の御意見を聞く。それはやはり区別しないと、議員の皆さんもこれを、集まるだけでも大変ですし、審議もそれだけの時間もかかるし、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

時間が来ましたのでこれで終わりますが、とにかくですね、町有財産である城山にしろ、洞山にしろですね、保存していかなければならないという趣旨でありますから、情報を積極的に提供していくと。そのことから町が活性していく。町民がそういう行政に関わっていこうという気持ちになるのではないかというふうに考えます。

私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

再開は11時10分から行います。

午前11時01分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。

まず最初に、自治体消滅論について伺います。

昨年5月、日本創成会議・人口減少問題検討分科会は「成長を続ける21世紀のために」を発表しました。その内容は、2040年までに若年女性人口が5割以上減少する自治体は「消滅可

能性自治体」であるとし、その対象リストとして896自治体を公表しました。芦屋町も「消滅可能性自治体」として挙げられています。自治体消滅論は地方切り捨てを推進するためのイデオロギー的世論操作と私は考えます。地方制度調査会の委員を歴任した大森わたる東大名誉教授は、全国町村会報に「自治体消滅の罨」と称して寄稿し、「市町村の最小人口規模が決まっていなくてもかかわらず、自治体消滅の可能性が高まるというが、人口が減少すればするほど市町村の存在価値は高まるから消滅など起こらない。起こるとすれば自治体消滅という最悪の事態を想定したがゆえに、人々の気持ちになえてしまい、その隙に乗じて撤退を不可欠だと思わせ、人為的に市町村を消滅させようとする動きが出てくる場合である。」と小規模自治体潰しであると厳しく批判しています。町長は8年間、小規模自治体である芦屋町の長として町の運営に当たられていましたが、自治体消滅論への認識について伺います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

自治体消滅論というのが、マスコミ等いろいろな形の中で大きくクローズアップされておるわけですが、その自治体消滅論の認識について問うという御質問でございます。まず、この一番ショックなのは、消滅するというこの消滅という言葉がですね、非常に違和感を覚える。議員言われるとおり、違和感を覚えるわけでございます。この創成会議で消滅という言葉を使っておりながら、消滅の定義というものを何も明確に出してないわけで、ただの推計、想像というかそういう形の中で出されたものであろうと私は認識しておるわけですが、これに当てはめると、福岡県の60市町村のうち22消滅するということになるわけで、約37%、この近隣で言えば芦屋はもちろん、芦屋、水巻、中間、北九州では八幡東区も消滅するというふうになっておるわけでありまして。これの根拠は女性の人口が減少して出生数が減っていくと。そして、人口が1万人を切ると自治体経営そのものが成り立たないということを言っておると思うわけでありまして、人口減社会においては、むしろ我々はそのために芦屋町では総合振興計画、行政改革、また、まち・ひと・しごと創生法による地方版総合戦略の策定があるわけでありまして。この中で芦屋町としての政策はもちろん、近隣の広域行政の連携についても検討をしなければならぬと思っております。現実に目を背くわけではないんですが、このように目の前の現実に沿って消滅というよりも破綻しない自治体を実現する行政運営を進めていくのが当然であるという私の認識であるわけでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

町長もですね、今度の会報の中では、福祉、教育などの施策を進めると同時に、町の魅力を磨き、定住化につなげていきたいというふうに、インタビューの中でも答えていますけど、やはり、先ほども言われましたように、この自治体消滅論は地方や震災復興に力を尽くす自治体の努力を本当に踏みにじるものです。しかし、この自治体消滅論が出てですね、各自治体、そういった対象に挙げられた自治体が本当に右往左往しているのも現実的にあります。やはりこの自治体消滅論に対してですね、人口規模の小さな自治体では、厳密な分析と根拠なしに再度の合併も検討しなければとの雰囲気も生まれてきております。

先日のですね、西日本新聞に載っていましたが、平成の大合併で誕生した九州7県の99市町村を対象にアンケートしたところ、半数の50.5%が「合併は人口減の歯止めにつながっていない。」と答えています。合併で自治体の体力を維持し、少子高齢化対策を即するのが狙いでしたが、合併から10年になる今も、財政難に苦しむ自治体は少なくないという、こういったことが言われています。また、先日のですね、4日の日の参議院の国の統治機構に関する調査会の中でですね、今後の国と地方の関係、これからの地方自治をテーマに論議がされたわけですけど、その中でですね、三位一体改革、補助金の廃止・削減、地方への税源移譲、地方交付税の見直しを与えた影響と道州制について参考人の見解を問われています。この中で、東京大学名誉教授の西尾勝氏は「当時は合併を推進する立場だったが、結果を見ると大失敗だったと言わざるをえない。それぞれの地域の自治を守る方策を考えるべきであった。また、現在国会で論議されている道州制には反対だ。何でも自治体に権限を下ろせばいいというものではない。国に残す権限と地方自治体を下ろす権限の分け方をしっかり考えるべきだ。自治体数が多すぎるのでさらなる合併を進めようという議論は非現実的。平成の大合併の失敗を繰り返すことになり、地方自治体からの反発は避けられない。」というふうに、こういったふうに苦言を呈しています。

やはり今必要なことは、こういった道州制や市町村合併ではなく、高齢化が進み、災害が頻発している国土において、誰もが住み続けられるような小規模自治体をベースにした憲法や地方自治体の理念に基づき、住民の福祉の向上を第一にした地方自治体です。こういった町づくりをですね、芦屋町も今後進めていくべきだと考えますが、その点についての町長の考え方を伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

これは、今後の施策になるわけでございまして、議員の皆さんもそうですが、私も選挙をやらなくてはならないわけでございまして、今、ここで選挙運動をしてもしょうがないんで、公約を言ってもしょうがないんでですね、それは私でなくても、議員言われるように、どなたがなられ

ても、それはまず第一に考えられるのではないかと思います。これくらいで勘弁してください。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

私は別に町長の応援をするわけではないですけど、今までのそういったふうに小さい自治体が本当に頑張ろうといったことを踏みにじっていくような国のやり方は許せませんし、また、やっぱり地方自治体もやっぱり大きくなればいいことだということではなくて、本当に小さくても輝く町をですね、つくっていくというそういった気概が必要だと思っています。

それで、全国ではですね、2003年に長野でですね、小さくても輝く自治体フォーラムというのが誕生しました。このフォーラムは66の町村長が呼びかけてですね、現在までに19回開催されて、現在は向上的なフォーラム組織に発展しているという、小さい町がですね、それぞれの自分たちの実践を通して、やっぱり小さくても、やっぱり住みやすい町づくりをつくっているんだと、そういった交流をしながらですね、お互いの町をよくしていこうと、こういった集いで

す。

この中にですね、参加する宮崎県の西米良村は1994年の時点での厚生労働省の人口問題研究所の推計によると2010年ではですね、748人になるというふうに推計されていました。ところがですね、2014年の人口は、1,249人とやっぱり維持されています。やはりこれは、この村がですね、西米良村ワーキングホリデーや第三セクターの「米良の庄」による村づくり事業と雇用の創出、高齢者を中心とした多様な事業展開により、若者世帯の移住が増加し、人口スピードが緩和されたという、芦屋町もですね、ちょっと人口減少傾向にありますけど、やはり施策によってはそういったふうに若者も住みたくなるような町づくりができるという、こういった事例を示したところもあります。

また、宮崎県の綾町、島根県の海士町、北海道の訓子府町などこういった村やですね、長野県の栄村、阿智村。それから徳島県の上脇町とかですね、高知県の馬路村と言いますか、そういったところでもですね、本当に自治体独自の取り組みをやりながら、人口をふやしていっているという、そういった事例もあります。

やはり、自治体消滅論にあるようにですね、その単純なシミュレーションにより人口推計で自治体が消滅するという指摘、こういったことに対しては、本当に科学的根拠がないことであります。小さくてもですね、やっぱり輝く自治体は、消滅どころか本当に未来にますます輝きを放っているという、こういった事例もあるということです。私は、やはり今ですね、自治体に一番問われていることは、やはり憲法を暮らしの中に生かすというこういったことだと思います。このことは、2014年の5月21日の関西電力大飯原発差し止め訴訟判決に明確に示されています。

この判決では、憲法に基づく人格権を最高の価値と宣言した上で、豊かな国土と、そこに国民が根を降ろしていることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の損失であるということですね、住民生活がまずやっぱり一番国の宝なんだという、そういったことが明確に示されていることです。これこそがですね、多くの国民が望む豊かな国の姿です。そして、この可能性を現実とするものがやはり、町の自治体の主権者である住民の運動、そしてそれと協働しですね、後押しする。今、前に座られている皆さん方、自治体労働者のですね、主体的な運動、こういったものが不可欠であり、そういったものが一体となって始めて本当の町づくりができるんだというふうに私は感じております。やはり、芦屋町がですね、小さくても輝く町づくりに大きく飛躍することを求めて、私のこの項についての質問を終わります。

続いてですね、介護保険制度の改定について伺います。

まず、第一点目はですね、介護報酬を全体で2.27%引き下げますが、介護職員の処遇改善が1.65%、認知症・中度者対応の加算が0.56%を加えた上でのですね、介護報酬の削減であって、削減部分は実質的には4.48%という大きな引き下げとなっております。これはですね、やっぱり特別養護老人ホームや小規模デイサービス、こういったところの引き下げが提案されているの、大きな影響が出ると思います。町内のですね、このような事業者にどのような影響が起こるのか。これについて伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成27年度の介護報酬改定の趣旨につきましては、国は地域包括ケアシステムの実現に向け、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、在宅サービス、施設サービスなどの増加に必要な経費を確保するためとしています。介護報酬につきましては、9年ぶりとなる全国一律のマイナス改定であり、町内の事業所に限らず、全国の事業所の多くは、利用者が同じであれば減収となることが見込まれます。また、介護報酬の引き下げと言う点に着目すれば、介護保険サービスを利用している利用者の負担軽減、介護保険料を支払う40歳以上の国民の負担軽減、介護保険の財源の半分を担う国、県、市町村の公費負担の軽減となります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

町内にもですね、10以上の事業所がありますが、そういったところとですね、この介護報酬の引き下げによってどのくらいの金額でですね、減額が起こるのか。そういったところは把握で

きていないのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

個別の事業所のいわゆる、何て言いますかね。全体収入という面では把握しておりませんので、その点は答弁できませんけども、ただいま議員御質問ございましたように、最大で4.48ですね。これから処遇改善の引き下げがあれば、1.65ということで、その間の平均で2.27引き下げるということですので、それぞれ事業所、訪問介護であり、通所であり、それから、施設であり、平均すれば2.2%です。例えば1日デイでいけば、一人1万というのが普通、平均ですので、それから2.8%下がるということで、それぞれの単価において下がるということですので、個別にはちょっと把握はしておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、課長が答弁したように、均一的に2.28%ということにはならないと思いますしね、それぞれの事業所によってですね、サービス内容が違うという部分もありますので、なかなか一括ではできないんですけど、ただこれは具体的にはその事業所に行けば、その事業所が今までの、去年の実績からどのくらい下がるのかということが出てきます。

私はですね、一応町内の事業所を何軒か当たってみました。懇談しました。まずグループホーム、小規模多機能・サービスつき高齢者住宅で運営されている事業所に行ったんですけど、これは30人を越える方が、入室されているということなんですけど、ここでですね、当初は自分たちにはそれほど影響ないと思っていたんですけど、具体的な数字が下りてきて、計算してみますと、現行で言えば介護報酬の引き下げにより、月額100万円の減収が起こることがわかったそうです。これに対してですね、国のほうからいろいろな加算も取れるような条件も生まれているので、加算を取りなさいということで、この加算をつけていく。特定事業者加算とかそういったものをつけることができるようになれば、50万円ほど月に回復する見込みで、50万円が減収になるという。そういったことですが、ただこの加算については、この加算は国が出してある加算ではなくて、入所者が負担する加算ということになるので、入所者の方がその分を払わなくてはいけないという、そういった負担増が起こります。そういったことで対応したいということを書いていました。

また、特養ホーム80床を持っているところではですね、約年間に2,000万円の減収が起

こります。それから、デイサービスでは600万円程度ということです。これは国自体がですね、特養ホームは大体8億円ぐらいの内部留保金を持っているからということで、多いところは20億とか、30億とか持っているから、もっと下げてもいいはずだということでやっているんですけど、現場の話を聞きますと、やっぱり特養ホームの3割近くは赤字運営をやるような状況で、あとのほかのにしてもですね、2億とか3億とかぐらいの内部留保金しか持たないと。この2億、3億と言っても、それぞれの施設を改善するだけで、1億、2億はすぐに飛んでいくというので、こういったものはですね、必要な経費だというそういったことです。

本当にやっぱりもうけているのは大手事業者だけでですね、地方のですね、特養の小さい運営しよるところは、現場の職員は賃金が安くですね、本当に大変な状況にあるとそういったことが言われています。

それから、社会福祉協議会でもですね、デイサービスとかホームヘルプサービスをやっていますけど、これらについてもですね、今試算をしているところなんですということですが、年間に4,500万円程度ですね、減収するだろうというふうに言われております。こういったところは、はっきりした数字ではないですけど、とにかくやっぱり経営者も思っていたよりも自分たちのところにもものすごい影響が出てきて、「これじゃあもう経営ができない。」というような悲鳴を上げている状況です。

それで、これがですね、できたときにですね、例えば、新聞なんかでもですね、例えば佐賀新聞の社説ではこういったことが言われています。「処遇改善分を除くと事業者が受け取る報酬は約4%抑制される。特養やデイサービスなどは大幅な減収になる。職員向けの処遇が加算されても、報酬全体が引き下げられると経営難に陥る可能性も出てくるだろう。雇用を減らし、正規職員を非正規職員に置きかえる動きがさらに強まることも考えられる。今以上に介護の提供体制が崩れないか、政府は今回の改正が及ぼす影響を検証する必要がある。」というふうに言っています。

また、東京新聞ではですね、「介護報酬を下げ、現場が崩壊しかねない」という見出しで載せています。「介護保険から個々のサービスに対して、事業者を支払われる介護報酬が、4月から全体で2.27%引き下げられる。人手不足がより深刻になり、介護の現場が崩壊しかねない。介護サービスの公定価格である介護報酬は3年に一度見直されている。2000年度に制度がスタートして以来、5回目の改定となる今回、過去最大規模の下げ幅となった。」最後に「引き下げはですね、本当に乱暴なことだ。」とこういったことを言っています。

また、現場のですね、介護福祉協会からもですね、この問題を論議した厚生労働省の部会の中ではですね、副会長がこのように言っています。「人材不足の状況であろうとも、実質的な費用抑制のために第6期介護保険改正を掲げている中、さらに報酬を下げるということは介護事業は成り立たなくなり、介護従事者が路頭に迷い、介護を必要とする人が適切なサービスを受けること

ができず、住みなれた地域でその人らしくという地域包括ケアや豊かな老後など夢のまた夢である。」というこういったふうにですね、やはりこの引き下げによってですね、介護基盤そのものが崩壊するのではないかと、そういった懸念が持たれているわけです。この報酬削減の影響でですね、都内の特養建設がストップする。これは東京の話ですけど、職員が足りなくてですね、定員入所を受け入れることのできない、ベッドの空いたですね施設、こういったものもふえていくというのが、今の現実です。特養報酬はですね、今個室でマイナス6%弱と先ほどの平均下げ幅よりさらに絞り込まれています。今回また改正されてですね、相部屋にもですね、さらにカットされることになりました。

また、在宅介護で大きな役割を持つデイサービスなどの報酬は、これは幅が広くてですね、5%から中には20%も下げているこういったところもあります。どこがやはり、在宅重視なのか、政府が打ち出した認知症のですね、対策の新国家戦略にさえ逆行していているというこういった状況です。ですから、私はですね、これは国とかそういったとこだけ根本的なのはそこの法律の問題なんですけども、やはり、実際にはそういった事業所は芦屋町の町内にあるわけです。その事業所が営業不振でですね、辞めてしまうとそういったことになっていったら、芦屋町の高齢者の介護を受け入れる施設がなくなるということになります。そういった点では、芦屋町の問題になります。ぜひですね、町内の事業者、それほど多くありません。十数カ所しかないと思いますけど、そういったところで、町が足を運んで聞き取り調査を行い、やはり今、そういった方々がどういった悩みを持っているのか。どのくらいの影響がでるのか。そういったことを調べるべきではありませんか。その点について伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいまのサービス事業者ということで、芦屋町には14の事業者が加わっておりますサービス事業者会議というものを持っております。それで、先月でしたかね。集まっていたかましてですね、今度の介護保険の改正の趣旨、それから皆さんの御意見、そういったもの頂戴して情報収集を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

介護保険の広域連合に芦屋町は属していますけど、広域連合ではですね、やはり本部職員なんというのは、末端のそういった事業者とかヘルパーさんとか、また住民とかですね。そういった

ところと接することは全くありません。やはり、そういったところに接することができるのは、やはり、町の役場であったり、地域包括センター、そういったところで働くですね、やっぱり役場の職員がやっぱり、現状をわかっているわけです。ですから、本当に今、介護する方、介護される方がどのような悩みを持っているのか。そういったところを本当に親身になってですね、把握して、やはり芦屋町に住む高齢者のですね、そういった介護をする気持ちに寄り添って介護保険制度をですね、やはりさらに充実させることを考えるべきだと思います。やはり、今やるべきことはですね、介護保険の国庫負担割合を引き上げ、そして国民利用者の負担を押さえながら、介護報酬を引き上げ、サービスを行う、拡充をするというこういったことです。私は、ですからね、今度のやっぱり介護保険の報酬改定、これについてはですね、国に対してやっぱりこういったことをやれば、自治体の介護基盤は崩壊してしまうという、そういったことを大きな声をあげていくことが必要なんで、国に対してですね、これは基本的には、介護保険の広域連合が国にあげることでしょけれど、広域連合に対してもですね、やはり働きかけるべきだと思いますが、その点、町長にどう考えるのか。また、このような状況をどう考えるのかですね、伺いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

広域連合の話が出ました。まず、広域連合の話。川上議員も広域連合の議員として、出ておられるわけですが、27年度に報酬の改定があったばかりでございます。その件につきまして、やはり27年度を見てですね、検証して、次のステップに行くというのが本当であろうかと思っております。まだ今、国がそういうふうにしたわけですが、介護報酬の決定というのは国の事務であって、町がその影響を予想する答弁というのは、今ちょっと差し控えなければならぬと思っております。当然そういうように国の負担をふやすとかそういうことは、やはり県の広域連合の中で、一体となって陳情なり、何なりするのが本筋ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

広域連合についてまた後で出ますので、次に行きます。

2点目、地域ケア会議の推進の取り組みが必要とされているが、困難ケースへの対応、地域課題の抽出など適切な運営が求められている。どう対応するのかについて伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地域ケア会議は、地域包括支援センターが中心となって構築するために有効な手立てとされているもので、地域包括支援センターが行う包括的支援事業の一つとして実施するものです。一般的には、個別のケースを検討して高齢者などを支援する会議、もう一つは、個別のケースの検討を積み上げることで地域課題を浮き彫りにし、サービスの開発、政策として社会基盤の整備などを進めるために会議を開催します。この地域ケア会議は、介護保険制度の改正によって本年4月から市町村に設置が義務づけられることとなりますが、芦屋町では26年5月に「芦屋町地域ケア会議設置運営要綱」を制定し、既に取り組んでおります。

芦屋町の状況を説明しますと、2種類の地域ケア会議を運営しており、一つは高齢者支援の個別のケース会議です。これは、事業者や包括支援センターが困難事例を提案して課題解決を図るものです。現在まで6回開催しております。二つ目は事例検討会議です。これは、困難事例を通して事業者や包括支援センター職員のスキルアップのため、スーパーバイザーを招き実施しています。これまでに3回開催しました。また、地域ケア会議は、包括支援センターが中心となって運営するため、職員のファシリテーション能力が重要になります。そこで、26年度は福岡県の補助事業である「地域ケア会議活用推進事業」を活用して、ファシリテーション研修を実施し、運営の充実に努めております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

地域ケア会議は今度の介護保険の改定でですね、必須の会議を置きなさいということですね、義務的に置くことになったわけなんですけど、今言われたように本来の役割はですね、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくりを目的に、医師などの多職種が参加して組織された合議体ということやったんですけど。しかし、今度ですね、これを改定が4月からなる前にですね、厚生労働省の市町村介護予防強化推進事業というのが、事前モデルとして13自治体でですね、行われたわけなんですけど、この中でですね、地域ケア会議というのがですね、要支援や要介護の認定を受けた高齢者の介護から卒業という言葉で表現されていますけど、卒業させるツールになっています。このモデルケースの中ではですね、4割の方が1年後には、認定をせずに介護保険サービスから卒業を強いられてですね、必要な支援を打ち切られているという状況が生まれています。これは、大体、認定を更新せずというのが36.7%、それから、1年後に自立の認定をされた方が2.7%、1年後も要支援・要介護認定ということで63%が、要支援・要介護にな

ったという、こういった結果が出ています。

問題なのですね、やはり認定を更新せずというのがですね、これだけ多いわけです。これは、どういことになるかというですね、結局やっぱり、卒業するというよりも、本来的ならですね、介護認定を受けてそしてそれで自立とされれば、介護保険から出るわけなんですけど、そのケア会議の中で、「もうあなたは大丈夫だから、認定は受けなくてもいいですよ。」と言って、そこで認定を受けて自立をもらって介護保険から出るのではなくて、その人たちの中で決めてしまうというという事例がモデルケースの中で起こってきたということです。

地域ケア会議の中でですね、そういった職員の役割というのがですね、予防モデルの事業の中でもうたわれているのは、先ほどちょっと課長が答弁した中にも入っているかもわかりませんが、結局、介護保険法の趣旨は自立支援になることなどについて、利用者に納得してもらうための説明・説得能力、合意形成能力が介護支援専門員や事業者には必要であるということ。つまり地域ケア会議の中で、そういった対象者の方に対して、そういった職員とかケアマネージャーとか、介護福祉士とかそういった方が、いかにその人を説得して認定を受けなくて「あなたはこれから地域のそういったサロン事業とか、そういったものに出なさい。」という、そういったことをさせることが、そのその方々の主要な役割といたしますか、そういったことを言っています。地域ケア会議をやることによってですね、これによって相当のですね、介護給付が減額できたということを、前厚労大臣の田村厚労大臣のところまでいって、こういったことを推進すれば、介護給付が減っていくということを言っている状況です。

やはりですね、地域全体で高齢者を支えるネットワークグループづくりという、こういった本来のですね、目的を逸脱しないことが私は必要だと考えますが、その点ですね、先ほどの市町村介護予防強化推進事業の中で起こった事例を踏まえて課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地域ケア会議には五つの機能がございます。一つは個別課題解決機能。二つ目がネットワーク構築機能。三つ目が地域課題発見機能。四つ目が地域づくり資源開発機能。それから最後が政策形成機能。この五つの機能でございます。先ほど議員御指摘のようにいわゆる、いかにも何か介護保険から外すというような考え方ではなくてですね、この地域ケア会議の機能からすると、いわゆる今、高齢者の生活が困っている方について、どういうネットワークで支援していくか。それから、どういう課題があるのか。それをどういう資源で補っていくか。こういったことを複合的にかみ合わせて、地域ケア会議を運営しておりますので、私どもの会議もそうなんですけど、決していわゆる介護切りだとか、そういったことでの地域ケア会議の運営はやるつもりはござい

ません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひですね、先ほど言った認定を受けないで自立させるといような、そういったことをやらないで、本来的な地域ケア会議の役割にのっとってですね、これについてですね、運営をしていただきたいと思います。

続いてですね、3点目のですね、基本チェックリストの役割をどう考えるのかということについて伺います。これについてはお手元にですね、厚生労働省の資料を配付しておりますので、それを見ながらお聞きください。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

議員から配付していただきましたサービス利用の流れ。これは自治体が総合事業を取り入れた場合の基本チェックリストの活用方法ですので、現状使われているものと流れが違いますので、まず現状使われているほうから先に御説明申し上げて、その後この説明もしたいと思います。

現在、基本チェックリストは、高齢者の生活機能の25項目について質問し、運動機能、栄養状態、口腔機能、閉じこもり、認知症、鬱病について着目し、いわゆる要介護状態などとなる恐れの高い状態にあると認められる者として、二次予防事業の対象者を抽出するために活用しております。

26年度にも基本チェックリストを活用した高齢者へのアンケートを行っています。対象者は、介護認定を持たず、施設等へ入所していない65歳以上の高齢者の3,307人へ送付し、1,912人(約58%)から回答を得ました。この結果、671人の方が二次予防事業の対象者として判定されている現状にあります。芦屋町では、この対象者に対して、27年度に実施する運動教室や脳トレーニング教室等に参加するよう御案内するほか、保健師などによる訪問を行って、健康づくりに励んでいただき、要介護状態とならないよう、御本人さんと一緒に頑張っていくようにしています。この基本チェックリストの配布につきましては、福岡県介護保険広域連合では、27年度以降も希望する市町村には、毎年実施していく方針を示しておりますので、芦屋町においても、高齢者の状況を把握するために継続実施し、実施結果を介護予防に役立てていきたいということが現状でございます。

このこととは別にとということで、議員の配付された資料なんですけども、介護保険法の改正に

より基本チェックリストの新たな活用が自治体に義務づけられております。国のガイドラインにも示されておりますけれども、地域包括支援センターの窓口において、生活の困りごと相談をした被保険者に対し、この基本チェックリストを実施し、一般介護予防事業、サービス事業、給付の利用すべきサービスの区分の振り分けを行うことです。つまり、介護認定を行わずとも、状況に応じて早期に必要なサービスに結びつけることができるようにすることです。また、基本チェックリストは必要に応じて再度の実施もできますし、基本チェックリストの実施によって、要介護認定の申請が必要と判断すれば認定申請を行うことになっていきます。

なお、ただいま申し上げました基本チェックリストの実施方法は、芦屋町が総合事業を開始してからの取り組みとなりますので、28年度以降に実施する予定です。また、適正な運用を図るためにも、詳細な事務及びサービスを提供する判断基準について、周囲の自治体の動向も参考にしながら、今後決定していくこととなります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、言われたように、芦屋町は総合事業を28年度から実施するので、28年度からチェックリストがこういった位置づけになってくるということです。それでまず最初、このサービス利用の流れの中でですね、介護保険がこういったふう流れきたかなというのを見ればですね、例えば当初、介護保険が発足されたときは、利用者が市町村の窓口相談に行って、そして、要介護認定の申請をして、そして認定調査と医師の意見書をもとに要介護の認定が行われて、1から5の要介護の認定が出て、それが居宅サービス計画によって、施設や訪問介護やデイサービスとかそういった上の介護給付のところでやるという、これが最初の出発点でした。

それから、今度はそれじゃやっぱりまた給付がふえたということで、今度は下の要介護1の下に要支援の1と2というのをつくってですね、これに介護予防サービス計画というのを折り込んでいって、予防給付を給付しよったわけです。それから今度はまた、今回は総合事業というのが新設されることとなります。総合事業は、今度は要支援1、2の人がですね、予防給付でしよったところが、下の介護予防生活支援サービスや、一般介護予防事業。こういったところに振り分けられて、自立した方、非該当の方と一緒にですね、サービスを選択するというこういった流れになっているので、その発足してですね、どんどんどんどん変わってきて、なかなか理解しにくいような状況になってきているわけなんですけど。

今まではですね、窓口を利用してきた方が、一応なりにも要介護認定申請を受けて、自分がどういった状況にあるかという認定をもらってですね、サービスを受けたんですけど、今回チェッ

クリストが変わってですね、一番問題なのはですね、このチェックリストからですね、直接総合事業に送られるということになるわけです。チェックリストはですね、介護保険の認定申請のために、町の窓口に来た高齢者に対して、「あなたは階段を手すりや壁を伝わらず上って上がりますか。」とか、そういった簡単な日常生活の動作を25項目の質問をしてですね、これでチェックリストで答えさせて、サービスを振り分けることができるというように今度なったわけです。ですから、ここに書いてあるようにですね、市町村の窓口というのは、これは決して介護福祉士とかケアマネージャーとかそういった人ではなく、一般的な人でもチェックリスト受けていいですよ。そして、その人が判断して、いや、あなたは介護認定受ける必要はないですから、その直接総合事業を紹介しましょうと言って送っていくという、そういった事態が起こるわけです。

これを医療保険に例えて見ればですね、例えば、病院の窓口ですね、行って問診票を書きます。問診票を書いたらですね、病院の窓口の受付の方が、その問診票を見て、「いや、あなたは診察はせんでいいですよ。もう、直接薬局に行って薬を買ってください。」というそういったことで帰すという、そういったシステムになっています。医療も介護も保険料を払って、負担も払って同じシステムなんですね。片や、はなからそういった自分は認定してほしいというそういった行為も受け付けないという、そういった事態が起こっています。

これはやはり、高齢者の介護認定に対する受給権の侵害でありですね、その生活保護のときでも起こっていた、水際作戦であります。複雑な認定システムに精通していない住民が窓口で新総合事業に誘導されたらですね、これは基本的人権どころか契約上の権利さえ保障されないという、そういったことになってしまいます。やはり、28年度から芦屋町がこういった方向で進むのであれば、やっぱりちゃんと介護認定を受けさすというそういったですね、ことをやってですね、このようなチェックリストのみでから、判断させて総合事業に送るという、こういったことはすべきでないとは私は考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

総合事業の実施時期なんですけど、28年度以降ということですので、御確認ください。

御質問に答えます。芦屋町が総合事業を取り入れるまでに、先ほど言いましたように、詳細な事務、サービスを提供する判断基準はこれから決定してまいります。要介護認定については、国のガイドラインにつきましては、被保険者からの相談受付時に相談の目的や希望のサービスを聞き取るとしており、明らかに要介護認定が必要な場合には、申請につなぐものとされております。基本チェックリストの活用は、必ずしも介護認定を受けなくても、必要な介護予防や生活支援サービスが利用できるようにするためのものがございます。迅速なサービス利用が可能となり、そ

の相談も必ずしも専門職でなくてもよいとされています。このようなことから、基本チェックリストを用いることが適切な介護認定に影響を及ぼすものとは認識しておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

時間がないので、ぜひね、やっぱり水際作戦という、そういったことを言われないうちにですね、していただきたいと思います。

続いて4点目の新総合事業が2015年から17年4月まで、全市町村で開始されるが、本人の意向が尊重され、専門職による専門的サービス、多様な生活支援サービスが適切に保障されることが必要だが、これについてどう考えますか。伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業で構成され、これまで全国一律の予防給付であった訪問介護及び通所介護は、介護予防・生活支援サービスとして位置づけられます。要支援者に対する介護予防は、既存の事業所によるサービスに加えて、企業やNPOを始めとした多様な主体による訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスを提供していくものでございます。また、総合事業について市町村は平成29年の4月までに実施することが規定されていますので、総合事業を実施すれば、利用者の状態によって、現在の予防サービスから、緩和された新たな基準のサービス等を実施していくことになります。

今回の介護保険法の改正は、元気な高齢社会の実現を目指すもので、多様な主体の一翼を担うことが見込まれている高齢者の健康意識や介護予防の意識を高めるとともに、介護などの支援が必要になった時も、適切なサービスを受けることができる仕組みの両輪で制度を維持していくものと国は説明しており、必要な方には必要なサービスが提供されることができると認識しております。国が示すガイドラインにおきましても、地域包括支援センターの窓口で被保険者からの相談を受け付けるときには、希望のサービスを聞き取りなさいとされております。芦屋町でも総合事業の実施に際しては、自立するために必要なサービスを提供することに留意したいと考えています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

衆議院でですね、この介護保険サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議というのが出てます。これの第5項目目にですね、「介護予防日常生活支援総合事業については、その創設においても要支援認定者が従来の介護予防サービスと同総合事業を選択・利用する意思を最大限尊重すること。また、国として財源を確保し、各市町村のニーズに適切に実施するよう努めること。」というふうになっていますので、ぜひ、やっぱりですね、本人の意思を最大限に尊重するという、そういった点は守っていただきたいと思います。

それと、この事業の財源についてです。これまでですね、地域支援事業費は介護給付時の3%以内というふうにされていましたが、今回のガイドライン案では「介護予防訪問看護等の移行分を賄えるよう地域支援事業の上限を見直す。」としています。しかし、総合事業の上限については、その保険者である市町村の75歳以上高齢者数の伸び以下の増加率しか認めないと計算式を示しながら、明記しています。予防給付では毎年ですね、5%から6%自然増で予測しているのが現実です。ところが、ここで言われたように、今度は後期高齢者の伸び、これは3%から4%ですので、これ以下に抑えるということですね、もともと5%から6%伸びるものを3%しか財源をやらないというふうになれば、当然財源が足りなくてですね、町が直接お金を出すか、それかサービスを切るか。また、サービスの質を下げるとかそういった選択をしなければいけなくなります。そこで出されたのが、総合事業の中にボランティアを導入する問題とか、それから、NPOにやらせる問題とか、単価自体も今まで介護保険法の中で決まっていた以下の単価でも自由に設定していいとか、そういったことが起こってですね、財源が乏しくなった中で、サービスが低下するという、そういったことが危惧されますが、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

サービスが低下するかどうかというのは、私どものほうでは今、判断できかねるところでございます。必要なサービスについて、必要なサービスを提供していくという考えが、私どもの基本姿勢でございます。

それと介護保険制度につきましては、新たな介護保険制度ですね。まだ国が最終的にこの総合事業の具体的なこと、単価を含めて何も示してないんです。それで今月の12、13日ですかね。県において、国の説明会の伝達会議が行われると。その中で我々に国が考えることが伝わってくるのかな。その上でまた検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

時間がないので第5番目、第6期介護保険料は、Bグループの芦屋町の基本額は5,545円となり637円、113.8%の値上げとなります。基準額に該当する高齢者は、同一世帯に住民税を納めている人がいるものの、本人は住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方です。住民税を納めるだけの能力のない方が、どうして月に5,545円もの保険料を払うことができるのでしょうか。負担に耐え得る保険料とするために、一般会計からの繰り入れを行い、基準額を引き下げるべきでないでしょうか。このことについて伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

介護保険の財源でございますけども、50%が40歳以上の国民の保険料、残り50%が国・県・町で負担しております。この介護保険制度の財源構成は、介護保険法で定められております。例えば町の公費負担割合は、介護保険全体の経費の12.5%と定められておりますので、一般会計から基準割合を超えて繰り出すことはできない仕組みになっております。また、芦屋町の場合、福岡県介護保険広域連合の構成員であって、保険料はグループ制を採用しておりますので、保険料の決定も芦屋町単独で行うことができません。

議員御指摘の階層の方につきましては、現在の第5期計画における芦屋町の方の月額相当の保険料は、4,872円です。この階層の全国平均を見てみますと、4,972円ですので、芦屋町の方が100円安い保険料という状況です。27年度からの第6期計画の保険料も同様と考えております。確かに年金生活者が多い高齢者にとって、決して安い保険料ではないと思いますけども、共に支えあうことを趣旨とする介護保険制度という国の枠組みの中においては、芦屋町は国の平均より若干低い、または平均程度の保険料でございます。しかしながら、介護保険料を軽減する、あるいは今後伸びを抑制することができるとすれば、町民一人一人が健康に留意し、介護予防等に積極的に取り組み、介護給付費を抑制することでございます。介護保険料は、芦屋町の介護給付費がいくら支出されたかに基づいて決定されます。介護給付費が低くなれば、保険料も軽減される仕組みです。住民の皆さんの健康寿命も伸び、皆さん自身の幸せにもつながります。

以上のように、健康づくりや介護予防を通しての保険料負担の軽減を芦屋町では目指してまいりたいと考えています。全国的に見てみますと、健康づくりを進め、認定率や給付費、いろいろな効果を出している自治体もございます。なお、介護保険料の低所得者への軽減は、27年4月から現行の1・2階層の方については、公費負担の拡大が行われます。また、国では、消費税の

見直しが行われる29年4月から再度の軽減措置の拡大を行う予定としています。福岡県介護保険広域連合でも、27年度から介護保険料の所得階層を現行の11階層から16階層へ見直すことが決定されており、これも介護保険料の負担軽減措置の一環となります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

法定減免のみで対応するといったそういう内容でしたが、確かに言われたように国が保険料の全額減免、2点目に収入のみ着目した一律の減免、3点目に介護保険料減免分に対する一般財源の繰り入れを不適切とする3原則というのを国は出しています。ただ、これについて、この3原則は法律上どういうふうになるかということ、この3原則は自治法上の助言にすぎず、自治体がそれに従うべき義務はないというこういったことがですね、国会の中でもちゃんとした答弁もされています。当時の坂口厚生労働大臣は「一般財源の投入であっても、原則を超えて自治体が行うというのなら、その自主性を尊重する。」ということですね、これは国の法律で決まったわけはありません。現在でもですね、約100自治体ですね、独自に一般会計からの繰り入れをして、独自の減免をやるという、そういったことをやっている自治体もあります。ただ、先ほど言われたようにですね、芦屋町は介護保険広域連合に入っていますので、広域連合で決定しない限りは、なかなかないんですが、そういった点ではですね、第4点目の介護保険の広域連合自体をですね、そのスケールメリットのなくなるですね、広域連合の存在意義が問われている状況です。

特にやっぱり、遠賀郡の遠賀支部で介護保険をこんなふうにしたほうがいいんじゃないかと、そういったふうな合意ができて、介護保険の広域連合のほうに持っていけばですね、そういったことはやる必要がないと言って、一括してはねられてしまうというそういった状況も多く起こっています。そういった点ではですね、国が進める地域包括ケアはさまざまな生活支援サービスが日常生活圏で適切に提供できるよう、各地域での体制を求めています。介護保険制度は、今入っている大広域連合ではなく、遠賀郡4町での生活圏での広域が適切というふうに考えますが、その辺、町長の答弁を伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

る、なかなかですね、難しいこの介護保険制度、法律がどんどん変わりましたですね、理解が追いつかないわけですが。この福岡県介護保険連合の設置のスタートということは、

議員もよく御存知だと思いますが、10項目のスケールメリットについては議員も承知のとおり、25年1月の支部運営会で報告されたわけでございます。報告ではスケールメリットにより介護の認定基準、審査の適正化が図られていること。安定した財政運営、国・県との連携強化などが確保できていることなどが説明され、議員御指摘の存在意義まで問われている現状とは、まだ、今、言いきれないのではないかと考えております。

遠賀郡4町という枠組みの中で協力すべき所は、今後も大いに協力関係を築いてまいらなければならないと考えております。今後目指してまいります地域包括ケアシステムの構築に関しましては、各町の地域包括支援センターごとに取り組んでいる現状にあります。今まさに、全国的にも特に各連合に入られている町村なんかは今、過渡期に差しかかっているのではないかと、個人的な見解であるわけでありますが。今、福岡県介護保険連合は、創設されました背景もございませぬ。議員の言われておる遠賀郡4町がひとつの保険者となることについて、今現在、遠賀郡4町で首長が集まったところの話でも、机の上で検討されたことはございませぬ。

このような状況でございますので、現時点で別の保険者の枠組みを示すというのは、時期尚早と考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

介護保険の広域連合もですね、発足当時は72市町村で発足したわけなんですけど、ただ、この中で、平成の大合併が進む中でですね、広域連合に入っていない自治体と合併したところは、どんどんどんどんその自治体、広域連合から出て行って、広域連合ではない介護保険のシステムをとっています。本当に広域連合がメリットがあるのなら、合併した自治体も一緒に広域連合に入って、ふえていかないけんのにですね、どんどんどんどん減って、今32市町村という状況です。

それとあと、こういった枠組みを見直してくれというのは、当初は私たちだけが非常に言いよったんですけど、今では例えば柳川市とか、また小竹町とかですね、田川市とかそういったところも、枠組みを見直すべきでないかというそういった意見も出てきています。また、遠賀郡の広域連合議員さんもですね、やっぱり議会でないところで話せばですね、「やはりあなたたちの言いよることが一番正しいと。やっぱり、広域連合の答弁もあんな答弁してから悔しいなあ。」というようなことも言われますしね。やっぱり遠賀郡4町でやるのが一番ベターではないかと。先ほども言ったようにですね、広域連合の職員とか、広域連合の連合長とかそういったのが、ほとんどが住民とは接していないで、住民の実態を知りませぬ。そういった人たちが、机の上の上でですね、

介護保険の広域連合をつくって行って、「これでいいから、おまえたちは文句言うな。」というような連合の運営をすること自体は私はやっぱりおかしいと思うし、やっぱり地域に密着したですね、職員がその人を本当にケアできるそういった体制を持つ町役場が中心となってやるべきだということを申し上げて、私の一般質問は終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。

なお、再開は13時30分から行います。

午後12時11分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、3番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

それでは前もって、通告いたしておりました通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず第1点に、第5次総合振興計画の進捗状況についてということで、今回要旨ということで、平成23年度から現在に至るまでの目的達成度を、次の4点についてお尋ねいたします。まず、第1点、商業振興についてでございます。アといたしまして、町内店主の町内の商店の個数の増減についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 昭徳君

要旨1、店主の数につきましては、平成21年度の経済センサスの基礎調査と24年度の経済センサスの活動動向調査及び商工会の23年度と25年度の会員数で、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、平成21年度基礎調査によります芦屋町の事業所数につきましては、569事業所、24年活動調査によります数につきましては、555事業所で、14のこの間での減、マイナス2.5%となっています。

商工会の会員数で見ますと、23年度の個人と法人の会員合わせて、377事業所、25年度は、363事業所で14の減という形で、減を続けているというのが今の現状になります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

実はですね、この店主のところでお尋ねしたというのが、やはり町の中を回って行った時に、実質的に土日とかで、いわゆる商店街そのものがシャッター通りといったところで目につくわけです。実際問題に芦屋町がまだ活発な状況、この時にはですね、まだ活気というものが感じられたわけですが、シャッター通りという格好になると、何か寒々とした雰囲気が伝わってきたわけでございます。そこで、マスタープランの中ではですね、やはり「魅力を生かしてみんなでつくる元気な芦屋」と。この「元気な芦屋」といったところを今後の部分で、これは進め方があるんですが、(2)の部分というのは、これについてという格好で全部聞いておりますので、とりあえず(1)と(2)を交互にですね、繰り返していきたいと思うんですが。

今後、このところで、どのような形で商業振興なり、そういった策を進めようとしているのかについて、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

23年度から現在の進め方という形の中では、まず商工業者の取りまとめとなる中心的な役割を担っています商工会がございまして、まずそこに補助金を出しながら事業者の活性化のためにまず進んでいただきたいというふうに思っていますし、この景気の冷え込みや購買率の向上という形の中で、商工会が現在発行しています地域振興券「にこにこ商品券」につきましても、町としては支援をしていきたいというふうに思っております。

26年度の今回の補正予算の中に、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金という形の中で商工会が発行します「にこにこ商品券」を、今回はプレミアム率を上げた中で、1億5,000万ほど発行していただくような経費を予算計上として行っております。

あと、進めた中では、やはり中心市街地の中で活発な活動を行うために公設民営でスーパーを、平成24年5月にオープンをしているという状況があります。

あと、新規の企業が進出しやすくなるような企業誘致条例の改正、12月にあげております創業支援補助金、空き店舗等の補助金制度で中心市街地に来ていただくような施策を打っているというのが今の現状になります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今御説明のありました起業補助金という形のところの分ですが、これは現行の中で何件くらいあっておりますか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

12月から始まっておりますので、創業支援の新規というものはありませんけれど、空き店舗につきましては、12月以降に中心市街地に出店してきたというところで、1件あるような状況にはなっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

この商業振興っていったところで、やはりある意味、後継者育成とかそういったところも踏まえてですね、やはりそこで営業している方が成り立つようなそういった仕組みづくりがいるんじゃないかなといった点と、もう1点はですね、やはりこれ、前の一般質問のところでもお話させていただいたんですが、やはり何と言いますか道の駅ということで、佐野市のお話をさせていただきました。そのところで、稼いだその分はさらに発展させていくことで、約小一億ぐらいの分があったと思うんですけども。

今までの商工会に対するところの部分とあわせて新たな発想を持った、いわゆるそのものを芦屋町のところですね、考えていく必要があるんじゃないかな。今のそのままいくと、人口も減ってくる、そうすると商いのそのものもだんだん停滞化していくというふうに感じられるのですが、その辺をですね、今後、検討課題といった形の中で取り組んでいただきたいと思います。

次に財政状況に移らせていただきます。まず、アといたしまして、起債の状況と今後の見込みについてお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

起債の状況と今後の見込みについてですが、起債の残高につきましては、平成25年度末現在

で一般会計が約 7 2 億円、モーターボート競走事業会計が約 2 7 億円、公共下水道事業会計が約 1 3 億円、国民宿舎特別会計が約 5 億円、病院事業会計が約 4 億円で、合計で 1 2 1 億円になります。

ただ起債につきましては、以前から議会や広報でも御説明していますように、交付税措置という国の助成制度がありますので、起債の残高のみで財政状況がどうのこうのという判断はしておりません。つまり、交付税措置という制度を理解した上で説明することが、重要なポイントとなります。

そこで、交付税制度等で措置される額を除いた実質的な返済額で言えば、一般会計が約 2 0 億円、公共下水道事業会計が約 6 億円、病院事業会計が約 3 億円、モーターボート競走事業会計と国民宿舎特別会計分につきましては交付税措置がありませんので、それらを全部合わせると合計で約 6 1 億円というのが実質的な起債残高となります。さらに、起債残高に対して、各会計の基金を含む現金・預金がいくらあるかといいますと、一般会計が約 4 9 億円、モーターボート競走事業会計が約 4 5 億円、病院事業会計が約 3 0 億円、公共下水道事業会計が約 5 億円、合計で約 1 2 9 億円になります。差引き約 6 8 億円の現金が実質的に残っていることとなります。

なお、国が定めた健全化判断比率に、将来負担比率という指標があります。これは、一般会計の起債残高と公営企業や広域事務組合分の起債の負担見込み額、職員の退職手当負担見込み額の合計、つまり将来確実に負担が見込まれる額に対して、それに充当できる財源、つまり一般会計の基金、それから交付税措置額などがどのくらい見込まれ、それが芦屋町の財政規模の場合、どのくらいまでが許容範囲かを示す指標でございます。

芦屋町の 2 5 年度の決算における額は、将来負担額が約 1 0 0 億円に対し、充当可能財源が 1 1 6 億円で、差し引き 1 6 億円の余裕があるということになっております。数値的にはマイナス 5 0.8%ということで、国の制限指標がプラス 3 5 0%ということで、大幅に下回っているため、とても良好な状態にあるというのが将来負担比率の指標でございます。

今後の見込みとしましては、1 9 年度から 2 2 年度までの 4 年間、団塊の世代の大量退職に対応するため、約 1 1 億円の退職手当債を借り入れましたので、その返済額がピークになる 2 6 年度、2 7 年度は、実質公債費比率も含め数値的にはやや悪化しますが、2 7 年度予算で、残りの約 5 億円を一括繰り上げ償還する予定で、これはいわゆる借金が減ることになりますので、その後は良好な数値になるという見込みでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3 番 刀根 正幸君

今、財源的なところの部分で御説明いただきました。問題は、県が発行している市町村要覧と
いうのがあります。その中で見ますと、芦屋町のひとつの健全化比率とかですね、財政力指数と
かいうのが、他町に比べてやはり若干悪いんですね。このところの分が、いわゆるこの4年間
中でかなり改善してきてるのか。あわせて病院のところ、借金をからって、そのところに入
ってくるのかということは見えましたけれども、それでなおかつ、どの程度のところまで行きそ
うなのかというのが知りたいんです。やはり、計画行政といったところで進めておられることはわ
かります。わかりますけども、その上に立って、さらに安全なところを踏まえてやって行く必要
があるんじゃないかなというふうに思いますので、その点についてちょっとお答え願います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

健全化比率の過去3年間の推移を申し上げます。実質公債費比率ですが、23年度が11.6%、
24年度が10.9%、25年度は12.0%。21年、22年につきましても10%前後です
ので、ここ二、三年、四、五年はだいたい10%から12%で推移ということで、先ほど言いま
したように、退職手当債が27年度で全て一括繰り上げ償還が終われば、多分、二十六、二十七
の決算までは十四、五まで上がる。単年度でいけば、十五、六まで上がるかもしれませんが、そ
の後はずいぶん下がって行って、確実に今のペースで行けば一桁に落ちるということが見込まれ
ます。

それから、将来負担比率ですけど、先ほど25年度がマイナスの50.8%。これは、23年度
がマイナス10.1、24年度もマイナス19.5ということで、マイナスの場合は、国県はハイ
フオン、要は表現しなくていいという、安全なところということになっております。

それから、先ほどから病院の会計でどの程度までの数値ならということなんですが、先ほど言
いましたように元利償還金、退職手当債の分が終わればですね、この辺の数値はさらに良くなる
ということで、一応問題がないものというふうに判断しております。それと具体的に新病院の建
てかえに関わるところで、みなさん御心配されているかと思うんですけども、新病院基本計画の中
で起債43億円をするというので、載っているかと思いますが、一般会計の負担額はこの中で
交付税措置額を除くと4億6,000万円という表記をしております。現段階では償還期間をで
すね。5年据え置き25年で見えておりますので、30年間と。これ単純に4億6,000万を割
ると、1年間あたり平均でいけば約1,500万円。これが具体的な負担になりますので、こう
いうところでの影響というのは少ないものというふうに理解しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

一つの財政的な部分というところですが、今、国そのものがですね、1,200兆円の赤字を、国債というんですかね、国債を発行しております。これは、言いかえれば国債つというところの部分で国も苦しくなってくる。そうした時に、やはり市町村への交付税措置というのもだんだん厳しくなっていくのではないかなというところでもありますので、そういった動向も見ながら、より健全なですね、財政運営に努めていただきたいと思います。なお、午前中のところでもですね、こういった内容が住民にとって理解しにくいといったところがありますので、そのところがある程度わかりやすいような形に表現していただくことによって、いわゆる芦屋町は大丈夫かとか、いわゆる第二の夕張市にならないかとか、そういったことがくるわけです。そうすると、いやこれは大丈夫ですよ。国のところでは、ここでイエローゾーンですよと説明したとしても、それは一部の声でありまして、やはり広報なり、こういったところで安全に努めていますというところがありますとね、これに対しての批判というのも変わってくると思います。あわせて、ここにですね、人口が少なくなってきましたよというところで、ひとつの指標は全部ここに町内から載っています。そうした時に、ある程度少なくなっても必要な職員数というのはわかるんですけども、その辺をある程度コントロールして、そして、これは単に5年、10年のスパンじゃなくて、今後も芦屋町は継続していくんだといったところを出すためにはですね、それを含めて考えていく必要があると思いますので、その辺につきましても第5次の部分で、わかりやすく表現していただくといいなというふうには考えております。

次にですね、病院の経営状況について、病院の稼働状況についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

御質問は病院の稼働状況についてということでございますが、要旨③の大もとの質問が、病院の経営状況についてでございますので、決算状況もあわせてお答えしたいと思います。

まず、御質問の病院の稼働状況につきましては、病床の稼働状況であると思いますので、当該内容で説明いたします。御存知のとおり、病院の病床数は、一般病床・療養病床あわせまして、137床でございます。

まず、23年度の稼働状況について御説明いたします。一般病床97床に対しまして稼働状況は78、療養病床40床に対しまして稼働が29、全体として137床で107床。率で直しますと78.36%という状況になります。

続きまして、24年度につきましては、一般病床97床に対しまして稼働が75、療養病床4

0床に対しまして稼働が27、全体137床に対しまして稼働が102。率に直しますと74.69%となっております。

平成25年度について御説明いたします。一般病棟97床に対しまして稼働が73、療養病床40床に対しまして稼働が24、全体で137床に対しまして稼働が97。率で申しますと71.11%となっております。ちなみに、直近の平成26年度の下半期、10月から2月までの状況についても御説明いたします。10月につきましては、一般病床97床に対しまして78、療養病床40床に対して32、全体の137床に対しまして110。率に直しますと80.10%。11月につきましては、一般病床97床に対しまして79、療養病床40床に対しまして31、全体の137床に対しまして110。80.30%となります。12月につきましては、一般病床97床に対しまして81、療養病床40床に対しまして35、全体137床に対しまして116の稼働となっております。率に直しますと84.40%となります。1月につきましては、一般病床97床に対して87、療養病床40床に対しまして34、全体の137床に対しまして121。88.30%となっております。最後に2月につきましては、一般病床97床に対しまして91、療養病床40床に対しまして33、全体の137床に対しまして124。率に直しますと91.0%の状況となっております。

続きまして、経営状況についてということでございますので、決算状況についてお答えいたします。

平成23年度につきましては、809万1,549円。平成24年度につきましては、1,140万1,475円。平成25年度につきましては、1,270万4,153円の黒字となっております。この黒字額の中には、経費として現金の動きを伴わない減価償却費を含むものであります。また、退職引当金や修繕引当金も含んでおります。したがって、現金ベースで申し上げますと、平成23年度では、減価償却費として1億1,947万7,269円、退職引当金として5,000万円、修繕引当金として500万円、合計1億7,447万7,269円を経費として計上しておりますので、実質、1億8,256万8,818円の黒字となります。

平成24年度では、減価償却費として1億3,626万6,107円、退職引当金として3,500万円、修繕引当金として2,100万円、合計1億9,126万6,107円を経費として計上しておりますので、実質2億266万7,582円の黒字となります。

最後に平成25年度では、減価償却費として1億2,289万865円、退職引当金として5,200万円、合計1億7,489万865円を経費として計上しておりますので、実質1億8,759万5,018円の黒字となります。

以上のことを踏まえまして、病院の経営としては、良好に推移しているものと考えております。なお、このような決算状況によって、現在約30億円の内部留保金を保有するに至っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

実はですね、この病院っていうところの部分で、これは当初から気になっているところというのは、やはり病院経営をするには、医者っていうものが不可欠である。やはり、それをまた進めていく看護師、またそれに伴う事務職員と、その3部署がきちっと回って初めてうまく回っていくという形になると思うんですが。これは現在病院というところで、計画されているその辺の医師の確保というもののおよその見込みっていうのはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

医師の確保につきましては、従来から院長のほうで医師の確保については、医局のほうにお願いをした中で確保に努めているところでございます。その中で、現在12名の常勤医師がおりますが、来年度、平成27年度からにつきましては、整形外科のドクターが1名、内科のドクターが1名ふえるような状況にあります。こういった中で、休診している診療科もございまして、医師の確保については、大学医局とのつながりが大変重要なことだというふうに考えておりますので、今後も医局にお願いしながら病院としてもドクターの賃金、労働条件、環境等の整備を行いながら、今後も医師確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

これは、実際にですね、病院サイドのほうでずっと地区の中で説明をしていただいた。その中でですね、中央病院は自分の町にある病院なんだけども、実際に行きたい時には医者がないよと、いわゆる非常勤医師ということで、月水金とか、そういったところがあったみたいですね。それに対しては、極力そういったことにならないように医師の確保ということで、独法化することによって医師の確保がしやすくなるといったところで、計画どおり進めていくことが最も大切なことではないかなと思うわけです。その上に立って、それがある程度整う。整った上で、いわゆる病院の建てかえっていうのが具体的に進んでいくのかなと。

まずは、独法はよく病院のところでも聞かれた時には、現在議会としては独法化についてはもう決定していますよということが言えるんだけど、建てかえについてはその辺のところが見えて

こないとねというところで、お答えしている状況です。ですけれども、かなりお話を聞く中でね、安心して経営できるのかなということですが、これもいわゆる病院の経営というのは、単にスパンが10年とかいうことではございません。やっぱり、一旦建ててしまえば、10年、20年、30年といったところで安定した経営ということで、今後考えていただきたいと思います。

次に住宅政策について移ります。まず、住宅政策について、ア、町営住宅の保有個数と空き室状況、これは一括してですね、お答えされて結構でございますので、イ、一般住宅の空き家と状況。ウ、民間アパートと公営住宅との関連をどのように考えているのかにつきまして御質問いたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、環境住宅課のほうからまず、町営住宅の保有戸数と空き室状況ということで、27年2月末時点の町営住宅の戸数は、797戸となっております。空き室の状況は、平成24年3月に策定しました「町営住宅長寿命化計画」で用途廃止の対象となっております鶴松団地、高浜団地、後水住宅を除いた住宅の空き室戸数として78戸でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

イについて、お答えします。一般住宅の空き家の状況といたしまして、平成20年に行われた住宅・土地統計調査の結果でお答えします。

調査は一部の指定地域のみで、全体は推計値としてあらわれたものです。結果は、住宅総数6,690戸、居住は5,820戸で、空き家は870戸となっております。空き家870戸の内訳は、専用住宅860戸、店舗その他の併用住宅10戸となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、ウのところですか。公営住宅制度、これは公営住宅法に基づいて、国と地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むことができる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者向けの住宅でございます。

民間アパートとの関連との御質問ですので、平成22年の芦屋町の住宅所有関係別世帯の割合

では約58%の方が持ち家で平成2年以降、増加傾向となっております。また、民間の借家につきましては、約21%を推移しております。これに対して公営等の借家につきましては、14%となっており、わずかではありますが減少傾向であります。また、郡内各町の世帯数に対する公営住宅等の戸数の状況と比べますと、芦屋町は13.7%となっております。水巻町は16.2%と芦屋町よりも公営住宅が多くなっておりますけれども、岡垣町は1.8%、遠賀町は2.3%となっており、芦屋町の公営住宅の戸数というのは、岡垣町、遠賀町に比べますと6倍から7倍と多くなっております。

芦屋町では、24年3月に策定した町営住宅長寿命化計画の中で管理戸数について、芦屋町の公営住宅比率が県内でも高い、それと第5次総合振興計画の中では、平成22年の人口15,367人に対して、10年後の平成32年は14,300人と1,067人減少すると予測されていることなどから、10年後の管理戸数を706戸、計画策定時に比べますと、103戸減らす計画となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今のお答えのところで、ちょっとわからなかったんだけど、民間アパートと公営住宅との関連については、どのようにお考えでしょうか。というのは、今公営住宅ということで、環境住宅課が担当していますよね。民間のところについては、企画課長がお答えになりましたよね。そうすると、その辺のところの部分がいわゆるある程度、組織的にね、いわゆる住宅として、一発総合的にね。私はある意味つかんでいったほうが、ここは民間は民間よ、住宅は住宅だよということで、共にその一つの問題、課題というのが見えてこなんじゃないかなと。例えば、民間でアパート戸数が多くなってきてますよってなると、今後の公営住宅戸数とかそういうものに関連づけていかなくちゃいけないんだけど、その辺のところはどういった格好で、例えばこんだけ減らそうとか、ふやそうとかいうのを決めておらっしゃるのかなと思って。

以上です。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

先ほど申しました町営住宅長寿命化計画で、10年後に103戸減らす、ストックの数を、町営住宅の数を減らそうという計画でございます。この103戸を減らすという理由、考え方の中に人口がまず、10年間で約1,000人くらい減少していくこともございますが、芦屋町の持

ち家の戸数が58%でだんだんふえていっている。それと、芦屋町には町営住宅以外に県営住宅とか、前は雇用促進住宅等がございました。そういったものの比率といたしますか、そういったものはだいたい14%で、わずかながらでも減少している。そういったところから、今後芦屋町の町営住宅の数というのは、郡内でも比較的多いというのがありますし、減らしていこう。そういう関連付けで、減らす戸数の原因と見ております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

これは、一つのものの見方でございますけども、先ほどいわゆる郡内の状況とかの部分で出てきたように、芦屋町はやはりそういった公営住宅戸数というものが確かに多いです。これが今回、高浜、浜口団地というのかな、その辺を開発して、一般に払い下げてっていうところで、環境的にもすごく明るくって、見やすいような環境がでとるんですね。一方、町の中の旧家って申しますと、スポット的に空き家で、これ売りますよっていう格好でできてるんですね。ある意味、町並みっていう格好で考えて行ったときには、そういったところの分を集めてというのは変な言い方なんですけど、ストックして、そしてあぁいった一つのこれからの芦屋町の町並みをどうつくるかといったところも含めて、私は考えていく時期にきているんじゃないかなと。

あわせて、今、人口の問題が出てきましたけれども、実は前期のところの部分、それから今までのところっていうことで、もう既に15,000人を切っています。あと5年後っていうことで、13,700人っていう数字が出ていますけども、今のそのままの状態であれば、やはり本来600人ふやすようなところが、なかなかそこまで持って行けないのかなと。そうすると、否が応でもそこに魅力を生かしたっていうことで、これは唐突な意見を言わせていただきますけれども、今、芦屋町の顔っていうことで、基地の町であるとか、ボートの町であるとか、歴史と文化を誇る町であるとか、いろんな顔を持っています。そうした中で、国策のところ結構、飛行機の誘致というか滑走路の問題とかで、それを伸ばしていきながら、そこにヨットが係留できるみたいな、そんなところも意見として出てくるんですね。これは、国の事業だからということではなくて、そういった突発な、突拍子もない意見ではあるんですけども、そういった見方を変えて雇用を促進し、人をふやしていくといったところも私は今後大事じゃないかなと思っています。

その点を含めてですね、最後にこれからの芦屋町っていうところをですね、どう考えて行くのかというところで、やはり私はキーワードは人だと思ってます。それのところをですね、いろいろ申し上げましたけども、そこを中心に据えて事業展開を図れば、魅力ある芦屋づくりというのが可能だと思いますので、ここで今後のところの方向づけ、これは単に答えていくというのは難

しいとは思いますが、その点、副町長か町長、どういうふうな方向性で進めようとするのか、この夢というものに対してちょっとお言葉をいただきたいんですが。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今後の方向性ということなんですが、午前中にも申し上げましたようにですね、統一地方選挙を控えておりますのでですね、私が今から先のことを、午前中にも言いましたように、公約に触れることのでございますので、ちょっとその辺は差し控えていただくわけでございますが。ただ議員も御存知のように、いわゆる今、地方創生という形の中で「まち・ひと・しごと創生法」による、これはもう国で決まったことでございますので、それに乗ってですね、しっかり今、刀根議員が言われたことは、もうレールに乗っておりますので、それさえ間違わなければ今言われたようなことをしっかり、あとは職員がそれを理解して、そして住民の方の御理解をいただいて、いわゆる町民力というのが一番大事であろうかと思っておりますので、計画どおり行けばうまくいくのではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

最後にですね、これ、何と言いますかね。芦屋町そのものの状態がこういうふうに健全になってきた。これはある意味、私は競艇事業の独創的な早朝レースっていう格好でね、それを思い切ってやって、今までのところをかなり復旧できたというところで、本当に競艇事業の皆さんも含めて、職員の皆さん方の汗っていうのがですね、十分に考えております。同時に今度は、逆に行政側も一緒に新たな発想の中でますます元気な芦屋町づくりっていう格好でがんばっていただきたいと思えます。

以上をもって、一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、刀根議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に、6番、田島議員の一般質問を許します。田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

6番、田島憲道です。

中央公園整備事業について一般質問させていただきます。これは12月議会のときに、ちょっとやり残したことなので。大変眠たいです。質問前は食事を抜くんですけど、中西定美議員から食事に誘われてですね、食べ過ぎちゃいました。はい、じゃあ行きます。

①のワークショップ等でリニューアル整備の計画ができ上がっているようですが、その後の進捗状況をお尋ねします。このことについては、町長が24年度施政方針で、「完成後40年以上経過し、老朽化を始めとした課題がある。中央公園をリニューアルするため、23年度は住民参加のワークショップを開き、基本設計を進めました。24年度にはその基本設計をもとに、小さな子供からお年寄りまで楽しみ、憩える公園となるよう実施設計を行う。」と述べています。

その時の益田議員の一般質問、24年の3月議会ですね。そのときに、子供、大人、高齢者が元気はつらつとなれるような健康遊具の設置をしてはどうかと提案されています。健康づくりが医療費の抑制になるんだとそのときしっかりと提案されていました。あれから3年になりますが、今現在、どのような状況になっているのか全く見えておりません。きのう、益田議員の質疑で説明が少々ありました。より詳しく説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、ワークショップ等でリニューアル整備の計画その後の進捗状況というところでございます。今、田島議員さんもおっしゃったように、町長の施政方針でも23年中に、24名の近隣の住民及び利用者の方からワークショップを立上げまして、4回にわたる意見をまとめて、基本設計をまとめておりました。当初の計画では、その基本設計をもとに、実施設計を24年度、25年度に本工事ということでしたけれども、基本設計の総事業費が概算で約2億2,000万円、それと補助金を社会資本整備総合交付金を当てにしておりましたけれども、それに関する補助金が数千万と総工事費に対して非常に少ないということで、他の補助金の再検討するということが一つ。それと総事業費2億2,000万円を約2割ぐらいカットした中で見直すということを庁内で検討いたしました。それにより24年度の実施設計というものが遅れておまして、その補助金につきましては、平成25年に九州防衛局と協議を行いまして、昨年5月に防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金の申請を昨年5月に行っております。それと、その申請を行う前に、25年11月にワークショップメンバーの方にも24年の3月を最後にした以来、中央公園のリニューアルのことが全く報告もできておりませんでしたので、事業の見直しと補助金の確保、補助金交付決定後のスケジュールについて説明しております。現在は防衛局の補助申請の結果を待っている状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

る、ありがとうございます。補助金のメニューが見つかったということで、今回、実施設計の予算がついたということですね。その事業の見直しが行われているとおっしゃいましたが、2億かかるということで、広いなとは思いますが、どういったところにお金がかかるのでしょうか、木を整備したりとか。いろいろ坪当たりいくらとかそういう計算で出ますかね、広さと坪を割って。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

工事については、敷地の造成工事、それと施設工事、それと施設工事に関しては、園路広場とか休憩施設、サービス施設、遊具施設、管理施設、建築施設等々、植栽工とか、全面リニューアルをいたしますので、そういったことについて金額が上がっておりまして、1平米当たりの概算が1万7,763円となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

そんなに、1平米当たりで1万7,000円となると、やっぱり広大な土地なんだと感じました。

じゃあ②のリニューアル整備計画の具体的な内容、公園のレイアウト、機能、スケジュールなどはどのようになっているのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、第5次総合振興計画では、公園は住民のふれあい、交流の場となることから、ニーズに応じて、住民に身近な公園の整備を進めるとしております。施策を推し進める主要事業として「町の中心部に位置する中央公園をあらゆる世代が集い、楽しむことができる公園としてリニューアル整備する」としてしております。このコンセプトに沿って、住民ニーズ、意見を計画に反映すること及び計画段階から住民の皆様に参加していただくこと。これにより、生まれ変わる中央公園に愛着を持っていただくことを目的としてワークショップを実施しております。ワークショ

ップメンバーには、中央公園の近隣6自治区の代表者の方12名、それと利用関係者として、老人会、婦人会、PTA、商工関係者、幼児の保護者等による代表者12名、合計24名の住民の方で構成され、このワークショップから出された意見をもとに設計案をまとめ、その設計案を見てまた新たな意見による設計案を修正する。そういった手法で基本設計をまとめております。

ワークショップでは、中央公園は町の中心部に位置しており、周辺には町民会館などの公共施設があり、新しい商業施設、これはスーパーはまゆうのことですけれども、新しい商業施設ができることで、中心市街地が活性することが考えられるため、この公園を憩いの場、住民同士の交流の場、芦屋町のシンボルと位置づけ、中央公園の再整備をすることを基本として御意見をいただいております。延べ4回のワークショップの検討を踏まえた計画案では、中央広場として、イベントや軽スポーツを楽しむゾーン。それと、現クスノキをシンボルツリーとして、遊具を設置し、親子連れが楽しむことができる遊具広場ゾーン。それと先日、益田議員からも御質問ありましたが、高齢者向けの健康遊具を設置して、公園で憩いながら健康維持ができる健康広場ゾーン。公園敷地の外周には散策やジョギングができる園路や藤棚や木陰で休憩できるベンチを設置する計画でございます。

また、中央公園は、芦屋町の地域防災計画の中で広域避難所として指定されております。このため災害時に役立つ機能を持たせた遊具等も設置する計画でございます。今後のスケジュールにつきましては、防衛施設周辺民生安定施設整備事業の補助金が交付決定、これがおそらく27年の4月ぐらいになると思いますけれども、交付決定がされますと、27年度に実施設計、28年度に本工事となる予定でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

4回のワークショップ、ここで議論が積み上げられました。しかし、そのころはですね、まだ、「しんえい」があったんですよね。当時、あの中央公園をリニューアルするとするならば、僕もまず思ったのは、二つのスーパーを中心とした公園づくり。お互いの店を往来しやすく、そこで買った弁当を芝生の上でお惣菜などを広げて、自然を感じながら食事ができればいいじゃないかなあと、その当時は思っていました。そして言われるように、健康遊具があってもいいし、今も高齢者がこの公園内をぐるぐるウォーキングなどをしていますよね。今、あの事情が変わっています。「しんえい」さんがなくなっております。そしてですね、商店街利用者、夜の飲食店、従業員、お客さんですよね。そういった方たちの駐車場の問題もあらわになってきています。そこでいくつか問題を指摘してみたいと思います。

まずですね、戦没者の慰霊塔があります。これ、公園の奥に藤棚がありまして、その奥にそびえ立っているんですけど、その藤棚が邪魔して、その遮っているんですよ。今、慰霊祭は町民会館でやっていますし、せっかくのこの慰霊塔なんですけど、直接関わったりできるのは盆明けの合同の盆踊りくらいで、ここもですね、ほとんど主催者、その盆踊りの主催者以外は慰霊塔まで行かないような状況であります。各いろいろなところの戦没者に対する慰霊塔というものは、どこもそのような状況で管理されているのでしょうか。

私、東京におるころはよく、千鳥ヶ淵とかですね、あとは旅行が好きで知覧、沖縄のひめゆりの塔も行きました。どこもですね、花を絶やさず綺麗にしております。しかし、私たちの芦屋町の慰霊塔はいつもシャッターがおりています。先ほどの刀根さんの商店街のシャッター通りと言われていましたが、似たような感じで慰霊塔も寂しい感じがします。

慰霊塔の管理は現在、どのようになっていますか。この慰霊塔ができた経緯といつからこれがあるのか、詳細説明できればお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

戦没者慰霊塔でございますけども、昭和37年の7月にですね、戦没者慰霊塔の建設期成会というものが設立されました。工事に着工されたのが10月ですね。このときに、着工する前に、工事にかかる設計管理は町の土木課で担います。それから中央公園用地を提供しますということが約束されて、着工されています。12月に竣工・除幕の式をやられて、そして翌年の9月にですね、一応決算ということで、全体で大体334万5,000円ぐらいかかっています。町民の寄付が83万9,000円、町の補助金が大体250万という内訳でございます。この決算が9月に報告されて、すぐその後、町へ寄付採納願いが提出されて受領されておりますので、昭和38年9月から町の所有財産となっております。管理に関しましてなんですけども、芦屋町の遺族会ですね、遺族会の方々が管理に当たられております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

戦没者の慰霊塔ですからね。知覧はまだはいかないにしても、やっぱりきちんと祭ってあげなきゃいけないと思います。遺族も大変高齢化して、お年ですよ、皆さん。今後のことはこれはどうするのか、どうなるのでしょうか。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

慰霊塔は昭和37年に建設されたとはいえ、十分立派でございます。これまで、修繕、防水も実施してきております。ただ現状ですね、シャッター、今あけたらですね、上の天井の漆喰がちよっと、一部落ちておりますし、落ちかかっておりますので、この天井の修理のために当初予算に補修費を計上しておりますので、今後はその修理を踏まえてですね、今後ともその慰霊塔をシンボルとして、遺族会の方々に管理していただくというのが私どもの考えでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

次の質問に行きます。

今、はまゆうスーパーの駐車場の裏側ですね、これが、私たち飲食店の人たちに開放されておりますが、表側、これ8時で施錠しちゃうんですね。僕ら飲食店側も・・・・・・・・

○議長 横尾 武志君

田島議員。それは通告書にないが。(発言する者あり) 関連とって、中央公園整備事業についてだけしかない。(発言する者あり) そやから、通告書どおりにやってもらわんと、あなた議会ルールをみずから崩すようなことはしちゃあいけません。(発言する者あり) わかりました。この次にしなさい。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

その駐車場なんですが、今何台ぐらいとめられますでしょうか。今後そのリニューアル後も引き続き、飲食店、お客さん、従業員の人でも使えるようになりますか。そして、今ですね、そのところをお願いします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

現在の駐車場台数は約20台くらいとめられる駐車場が中央公園の東側のほうにございまして、それは、夜間も開放しているというか、そういう状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

駐車場が、台数に限りがあるんですよね。それで飲食店の人たちなんかは、テニスコートの裏の元テニスコートの裏ですかね、そこの20台とめれるところにとめて出勤するわけですよ。帰るときに、やっぱり怖い思いをしている。いろいろ私は相談を受けるんですけど、きのうの質疑の中で、総務費でカメラが4台つくということなんですけど、先日も中学生の事件がありましたよね。中1の子供が殺された。捜査の決め手はやはり防犯カメラだったんですよ。ここに、やはり死角が出てくると思うんですよね。公園というのはどうしても。夜中には誰も人がいないということになれば、カメラを設置することができないか、ちょっと提案ですが、お答えをお願いします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

中央公園の実施設計は27年度にその防衛の補助がおりたときにやりますが、そのときの検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

やはりですね、駐車場が多くて距離があると、本当に夜の一人歩きは大変危険なんですよ。これは絶対、必ず防犯カメラの設置を検討してもらいたいと思います。そしてですね、これもちょっと提案になりますが、中央公園の片隅でもいいんですが、ごみのステーション、ごみ出しステーションがあれば、大変便利がいいんじゃないかなと思うんですよ。

12月の議会で、小田議員の一般質問で、お年寄りがごみ出しに困っているということで、その状況が大変目に浮かんできたんですね。ヘルパーさんが全員でごみを持って帰ってあげていると。それを事業所でためているのかなあと思ったんですよ。ごみ出しに困っているのはですね、介護に必要なお年寄りばかりでなくて、飲食店の人たちも困っているんですね。集荷場所によりますが、8時までには出さなければいけないところがあるんですよ。夜中に店を閉めてですね、また数時間後に捨てに来なきゃいけないんですよ。週2回。それと、経営者の中には、遠方から、直方やら、筑豊から北九州から家賃払ってきている経営者もいるんですね。それとですね、生ごみよりプラごみ、アルミ缶、段ボールなど、これは資源ごみというんですかね。これが大変多いんですよ。こっちのほうは月2回しか収集がないんですよ。皆さんも御存知でしょうが、その私たち飲食店は、食材のごみはさほど出ないんですよ。お客さんの食べ残しとか、魚のあらと

かそんなもんなんです。それより、資源ごみのほうがちょっと問題になっておりまして、私の店ですけど、自治区の子供たちに・・・・・・・・

○議長 横尾 武志君

田島君、あんまり言うと発言中止するよ。通告書どおりやりなさい。飲食店のことはいい。飲食店のことは別の機会にきなさい。中央公園にごみ出しの場所をつくれということだけでいいんやろ。飲食店の皆さんのことはここに載ってない。そうやから、中央公園の整備事業についてを、今、ごみ出しをつくったらどうかという意見でしょ。(発言するものあり) 詳しくはいい。そうすると、横道にそれる。全員がそういうことになる。(発言するものあり)

○議員 6番 田島 憲道君

リニューアルの計画の中で見直し事業少しされるということですが、こういったことも検討できないかとお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

公園は基本は不特定多数の方が集まってそこで、憩ったり遊んだりというところがございますので、その中でごみ箱を置くというようなことはできても、ごみステーションを設置するというのは可能ではありません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

いろいろ言わせてもらいましたが、できれば考慮してもらいたいと思います。そしてまた、町長の所見を、最後です。伺いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

中央公園は、船頭町の核店舗ということで、もう何十年ぶりかで実現してスーパー誘致することができたわけでございます。芦屋町はやはり核を何かつくらないとですね、やはりいけないということで、あの中央公園の我々が学生のころから中心地であったわけでありまして、その後、今、田島議員言われましたように、慰霊塔も50年もたっているということですね。なかなか維持管理も難しい。そして、私もあそこよく通るんですけど、なかなか憩いの場として今の現在にマッチしているかという、マッチできてないということがああるわけでございます。田島議員

のほうからきょうこれで、駐車場はどうするのかという質問が出るかなと思っておったのですが、懸案は公園ができたはいいが、町民会館ある、いろいろな形の中で今皆さん子供連れでおいでになられても、やっぱり車でおいでになる。駐車するところがない。これをどうするかというのが懸案であろうかと思うわけであります。

今からもいろいろな町民の方、特にあの周辺の方の御意見をさらによくお聞きして、そしてまた、町民の方にも御意見をお聞きして、皆さんが使いやすいように、よりよい公園に、芦屋のシンボルとしての公園としなければならないと思って今まで取り組んだわけでございますが、これも先ほどと一緒にどうするかという次の方によってどのようになるかわかりませんので、これぐらいで。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

では、駐車場問題は6月の議会で取り上げさせていただきました、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 横尾 武志君

以上で、田島議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ここでしばらく休憩いたします。

なお、再開は45分から行います。

午後2時36分休憩

午後2時45分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、11番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 11番 益田 美恵子君

こんにちは。最後の一般質問をさせていただきます。24年間の中の最後となりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに町内の公共交通についてお尋ねいたします。要旨1、平成24年3月に策定された「芦屋町地域公共交通確保維持」で定めた基本方針及び目指す将来像はどのように具体化されたのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、平成24年3月に策定いたしました「芦屋町地域公共交通確保維持計画」では、基本方針を「町民の日常生活を支える地域公共交通サービスを持続的に提供していくために、町民の日常生活移動に即した効率的・効果的な地域公共交通を町民・事業者・行政が力を合わせて創り、守り、育てる」としております。これは、少子高齢化の進展並びにモータリゼーションの発展などにより、全国的にも公共交通を取り巻く環境が厳しい状況であるため、芦屋町においても住民の生活基盤である公共交通を確保維持するために、行政だけではなく町民、事業者が一体となって推進することを基本方針として定めております。この計画では、目指す将来像を6項目定めております。

まず1点目です。芦屋タウンバスの延伸についてでございます。これは、利用者が非常に少なく将来にわたって収支の改善が見込めない状況であるという理由で、市営バスが平成25年3月末で路線を撤退した後、芦屋タウンバスを中央病院からはまゆう団地まで延伸するというもので、平成25年4月から運行を開始して、現在に至っております。運行に際しては、平日の便数を2便ふやして9便とし、乗継割引制度を導入するなど利用者の利便性を考慮して運行を開始しております。

2点目は、芦屋タウンバスの一部ルート of 効率化として、はまゆう団地から遠賀川駅線については、自衛隊前から高浜・緑ヶ丘地区を運行することで、遠賀川駅までの運行時間の短縮を図っております。

3点目は、JRとの乗り継ぎ利便性の向上です。タウンバスの利用者の約70%の方が利用する遠賀川駅での乗り継ぎに配慮したダイヤを、現在組んでおります。現在では、平均10分以内の待ち時間でJR及び芦屋タウンバスに乗り継ぎができるようになっております。

4点目は、乗り継ぎ拠点の明確化・強化として、山鹿バス停でタウンバスと市営バスの乗り継ぎを考慮したダイヤを組んで、高須・折尾方面へ効率的に移動できるように接続しております。

5点目は、巡回バスの改善として、今年度アンケート調査及び意見交換会を行った結果、約半数の方が、「不満は特になく、今のまま巡回バスを存続してほしい。」と、いう意見であったため、現行の運行を継続することとしております。しかし、巡回バスは無償であること、平成30年の中央病院の移転に伴い運行ルート等の見直しなど、今後も継続して巡回バスのあり方については、検討しなければならないというふう考えております。

6点目に利用促進策として、割引率の高い回数券の発売、ラッピングバスの運行、遠賀川駅前サービスセンターでの定期券、回数券の販売、それと安全対策としてドライブレコーダーの設置

等を実施し、利用促進を図っております。また、県及び九州産業大学と連携して、タブレット端末を使用したタウンバス利用者の降車数調べ、それと利用者の属性等の調査を行っております。この調査により、バス停及び便ごとの利用者数の実態が明らかになることで、今月末にもダイヤ改正をいたしますが、住民の買い物や病院移動の時間に合わせたダイヤに見直し、利用者数の少ない遠賀川駅行きの便を芦屋行きに振りかえることで、あまり経費をかけずに遠賀川駅からの最終便をふやすことができました。今後もタウンバスの利便性を図りながら、現状の便数を確保維持していくように努めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

ただいま、答弁に6項目にわたっての努力をるるお話されましたが、アンケート調査では不満がないというお話が今なされました。しかしながら、私の耳に入るのはやはり、不満を言われる方がたくさんあります。私もバスにしか乗りませんので、それが一番話しやすいのかもしれませんが、そういったお話があります。

芦屋から遠賀川に行く場合においては、上り、下り10分間の予備を見てあるということですが、帰りの便で、JRの上り下りの待ち時間というのは考慮されているのかどうか。博多方面から帰る場合の待ち時間が長いというお話を聞いております。そのために、寒い時にはやはり家族が迎えに行ったり、車がない時はタクシーで帰ってもらったりということなんですけど、この点についてはいかかでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

先ほど申しましたアンケート調査というのは、これはすみません。巡回バスに対してのアンケート調査でございまして、タウンバスとか市営バスについての内容ではございません。

それと、JR遠賀川駅での乗り継ぎの件ですが、確保維持計画をつくるときに、全町民を対象にアンケートを行っております。この中で芦屋町民の移動特性として、通勤、通学もほとんどの方が北九州方面に移動するという結果が出ておりますので、タウンバスは遠賀川駅にしか行きませんので、遠賀川駅に着くと上りを優先して待ち時間を設定しております。遠賀川駅発、芦屋行きの便については、下りの電車を優先してダイヤを組むようにしております。ただ、それでも遠賀川駅で上りと下りの電車が同じ時間に着けば、同じような時間でもよろしいんですけど、そういうわけにはなりません。

それと朝は、タウンバスは1時間に3便運行している時もありますが、通常昼間の時間は1時間に2便しか運行しておりません。これに対してJRは、多いときは大体3便、4便というふうになりますので、どうしても乗り継ぎを考慮するとしても、どの便にするかというのが問題になってきます。ですから、乗り継ぎとした電車に乗られてない方が、遠賀川駅に着くとすると、最大で30分とか、あと7時過ぎるとバスが1時間に1本とかしかない場合には、最長でもやっぱり1時間くらい待つという状況にはなってしまいます。これは、やはりバスの便数とJRの便数に差があるためやむを得ない状況というふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

一人一人の要望に合わせるっていうことは、大変無理なことだろうと思います。しかしながら、やはり利便性を考えていく上においては、やはり通勤される方がどの時間帯を利用しているのか、また通学している学生さんがどの時間帯を一番利用しているのか、新たな試みとして、高校受験者家族の方に対して、アンケート調査をしてはどうかという思いを持っております。受験者ですからまだはっきりは決まっております。しかし、受験するからには目標の高校をどこまでっていうことは、どこに焦点を当てるかは本人が決めていると思いますので、やはりどのルートを利用するのか、時間帯はどの時間を利用するのか、この点をですね、ひとつアンケート調査を1回やっていただければ、本当にニーズに合ったダイヤが組まれていくんじゃないかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

芦屋タウンバスは、平成17年から運行しまして、1日68便というのは現在も運行しております。これで今いろいろ申しました、乗り継ぎの利便性を上げるためにダイヤを改正したとありますが、基本的には遠賀川駅で接続するどの便に乗り継ぎするかというのは変更しておりません。これはダイヤ改正する時も、我々課内の中でも協議をしておるんですけども、実際にどの便に皆さんが乗りたいのかというのは、実は把握できておりません。ですから、そういったものがわかれば、本当にその便に接続する。遠賀川駅でも準快速とか普通列車、快速はありませんが、そういったものがあります。ですから、そういったどのJRにどのくらい乗っているかというのは、今後の課題というふうに我々も考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

やはり、ニーズに合っているかどうかということ、やはり念頭に入れて、アンケート調査なりやっていたら、ありがたいかなと思います。

それから、2点目に入ります。町内の公共交通に対する財政負担はどのようになっているのかお尋ねいたします。タウンバス、急行バス、巡回バスとありますのでよろしくをお願いします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、平成23年度から平成25年度までの3年間の決算額でお答えいたします。

まず、タウンバスにつきましては、平成23年度の経費は約4,100万円でしたが、燃料費の高騰やまゆう団地線延長に伴うバス停の新設、回数券の増刷、備品の購入等、それと運行距離の延長による運行経費が上がったために、24、25年度は約4,500万となっております。3年間の平均経費は約4,400万円となっております。これに対しまして運賃収入は平成23、24年度は約2,600万円。25年度は運賃改定を行っておりますので、約2,900万円となっております。3年間の平均収入は約2,700万円となっており、他にも国とか県の補助金がございますので、タウンバスの年間の町負担額は平均で年約1,600万円、収支率は63.1%となっております。

黒崎芦屋間急行バスにつきましては、平成23、24年度は、平日24便、土日16便の運行に対して年間経費は約250万円、平成25年度は運行便数を平日16便と土日便が減便となったために年間約150万円、3年間の平均負担額は年約220万円となっております。

巡回バスにつきましては、運行委託費が主な経費となっておりますので、3年間の平均負担額は年約580万円となっております。

これらタウンバス、急行バス、巡回バスの合計の経費は、3年間の合計で約7,200万円、年間では約2,400万円となっております。また、これらの財源として、過疎債を充当しておりますが、3年間で約6,500万円充当しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

3年間で過疎債を約6,500万円充当し、750万円の持ち出しがあります。例えば、過疎

債の充当がいつまで見込めるのか、見込めなくなった場合においてどのような施策を講じられるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

過疎債ですが、過疎債は、平成32年度までとなっておりますので、平成33年、今の時点で3月末までとなっております。それと過疎債がなくなった後の対策ということですが、町としては、公共交通が抱える改善策としては、その地域に必要な公共交通サービスを確保すること。利用促進により収支の改善を図ること。これが最重要と考えております。現在のタウンバスの収支率は約63%となっており、県内の他市町村が運行する公共交通の収支率と比較しますと、県内でもトップクラスとなっております。それでも採算という面ではとれていません。

国では、今年2月に交通政策基本法に基づく「交通政策基本計画」を閣議決定しております。この中で交通に関する施策の基本的方針の中に、「豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現」と定めて、具体には地域の実情を踏まえた多様な交通サービスの展開を後押しするとしております。施策の例としてデマンドタクシーの導入例等も示されています。

現在、芦屋タウンバスについては、国土交通省が所管する「地域公共交通確保維持事業」において、はまゆう団地から遠賀川駅線に係る赤字の2分の1の補助を受けております。このように、国としても地域の公共交通に対して、いろいろな支援を実施しています。

このため、芦屋町の現在の公共交通については、まず利用促進により収支を改善する。そして、次に国及び県の多様な支援を受けることで、住民の皆様が使いやすい交通の実現を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

ただいま過疎債が32年度までということですので、その後では今回閣議決定されたデマンド交通等の打ち出しがあっているということは、恐らく国も補助をしていくという考えだろうと思いますので、その点についてはよろしくお願ひいたします。

続きまして、3点目に入ります。芦屋町の立地条件、陸の孤島に対して、これからの公共交通のあり方は、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

かつての芦屋町は、河川と海を結ぶ交通の要所として栄えておりましたが、現在、町内をJRが通っていないため、交通の便が悪いというふうに言われております。

現在、折尾駅に向かう市営バスは、平日80便、土日祝日は66便運行しております。これに対して、遠賀川駅に向かうタウンバスは平日が68便、土日祝日は40便、黒崎駅に向かう黒崎芦屋間急行バスは平日16便が運行しています。また、町内には、バスが運行していない地域というのはございません。バス停から半径300メートルの範囲より外側の地域を交通空白地域と申しますが、町内で交通空白地域は栗屋・大城の遠賀町境の一部地域だけとなっており、町内のほとんどの方が、300メートル以内にバス停があり公共交通を利用できるようになっております。

これに対して、郡内各町はJRが町域を運行しておりますけれども、駅までの公共交通の便数を比較しますと、岡垣町の町営バスは平日68便、土日祝日58便。それと西鉄バスが岡垣町北部の波津、海老津駅間を平日43便、土日祝日38便運行しています。岡垣町の町営バスは、町内4路線を平日68便運行しておりますので、路線ごとの平均の便数というのは平日で約17便の運行となっております。

遠賀町の町営バスは、町内を平日40便、土日祝日34便。西鉄バスが遠賀川駅から鞍手方面に平日28便運行しております。遠賀町も町域の面積が広うございますので、町内を6路線、平日40便運行していますので、路線ごとの便数は、7便弱となっております。

各町の駅までの平日の便数を比較しますと、岡垣町は海老津駅までのバスの便数は、多い地区で43便、少ない地区では10便となっております。また遠賀町では、多いところで10便、少ないところでは5便となっております。これに対して芦屋町は、折尾駅、遠賀川駅、黒崎駅それぞれにバスが運行しており、駅までの交通機関の利便性というのは非常に高いと認識しております。ただ、芦屋町としても将来の人口減、少子高齢化等、一層厳しい状況になると予想されますので、現在の運行便数の確保維持、また効率化を図るなどして利便性を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

確かに、今言われましたように他町に比べると芦屋町は便数も多く運行いたしております。なのになぜって私は思いたいんですね。なのになぜ不便さを感じ、喜びを得られないのか。満足感がなぜないのか。不便さを訴えられるということは、やはりそこに個々的にはいろんな問題があ

ろうかと思いますが。他町には、例えば遠賀町であればゆめタウン、ルミエール。岡垣もイオンとかダイソー、その他スーパーがあります。水巻もルミエールほか、たくさんスーパーがありますね。芦屋はスーパーはまゆう、それにフラップということで、選択肢がやはり少ないんですね、他町から見れば。ゆえに、やはり不満を感じ満足感を得られないのではないかと私は考えるんですね。そのためにも、交通体系というものは、しっかり全体的に考えていく必要性が、私は今高齢化社会を迎えるにあたって、この時期だからこそ考えなくちゃならない問題点ではなからうかと、このように思うわけです。

先ほどですね、300メートル以内にバス停があるということをお話がありました。課長ともお話ししましたが、健康な人は300メートルをどのくらいで歩くかとか、何分で行くかとかですね。例えば、はまゆうに行ってですね、バスがない時、私はバスですから、バスがない時に安い買い物をしたと思って、荷物を抱えて歩きました、浜口まで。もう銀行くらいのところでなんかもう物を捨てたくなりますね。それほど体力が衰えるということは、物を抱えて歩くということが大変なんですね。バス停が遠ければ、行きはいいんですね、何も持っていないから。そこまで何とか行ける。帰りは、買い物をするとバスがなかったら、これは大変だ。30分も40分もだったらタクシーで帰ろうかなというときもありますが、私もあえて役場の下の方で時間を潰して、バスに乗って帰ることもあります。だから、やはり時間帯というのはですね、なかなかその人に合わせるというのは難しいことではありますが、今後、考えていただきたい問題を抱えていると思います。あと全部つながっておりますので、お願いいたします。

それでは、要旨4、特に便数の少ない大城区、粟屋区、はまゆう区等に対する対策はどうするのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

大城、粟屋地区につきましては、市営バスが平日45便、土曜38便、日祝日32便運行しておりますので、現在の便数の確保を北九州市交通局のほうに要望していきたいと考えております。

はまゆう路線については、市営バスが運行していた平成24年には平日7便、土日祝6便を運行しておりましたけれども、現行のタウンバスでは、平日で2便増便して9便、土日祝日は6便運行しております。しかしながら、現在の利用状況は平日約13人、土日祝日3人と市営バス運行時よりも平日は利用者数が減少しております。

はまゆう路線を撤退した市営バスは、「利用者が非常に少なく、将来にわたって収支の改善が見込めない状況である。」という理由で、平成25年に路線廃止となって、タウンバスが引き継いでおります。現在もその利用状況に大きな変化はございませんが、24年3月に策定した公共交通

確保維持計画で定めた「町民の日常生活を支える地域公共交通サービスを持続的に提供する」、このために、今年2月に田屋、はまゆう、正津ヶ浜、柏原、丸の内の5区の住民の方、延べ55名の住民の方とタウンバスに関する意見交換会を実施しております。

意見交換会では、現在のタウンバスの利用状況、収支状況を住民の方に御報告し、住民の方からは、タウンバスの利用や買い物や通院の移動の方法と時間等をお伺いし、住民の方の移動特性や要望等を聞き取ることでタウンバスの課題を洗い出すことを目的に実施しております。

今回お伺いした意見により、今月末にタウンバスのダイヤ改正を行う予定ですがけれども、はまゆう団地から遠賀川駅行きのダイヤの一部改正を行う予定でございます。これによって、利用者が多くなることを期待しておるわけですがけれども、今後も、このような意見交換会、特に利用者の少ないところについては、こういったことを継続することで、住民の方のニーズや要望を伺い、より良い地域の公共交通の運行を継続して行こうというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

粟屋、大城の人が折尾駅を利用する場合は市営バスでいいですね。ところが、遠賀川駅を利用するとなれば、タウンバスということになります。ところが、学生さんがタウンバスに乗ろうと思えば、競艇場前か若松または鬼津ということで、大変便利が悪いということを聞いております。通勤の方はですね、マイカーで行って車を預けるか、通学だったら家族が送るかタクシーか歩かせるか、いずれにせよ困難を極めておりますという声があります。課長が今言われましたように、江川台、大君、田屋、はまゆう、正津ヶ浜、柏原、丸の内の問題もあります。

博多方面から帰られる方が、やはり時間帯が合わないということで、家族が迎えに行っているわけですが、「どんなに芦屋町によい政策があったとしても満足度が半減するし、定住できないよね。」と孫が言いましたということなんですね。だから、芦屋町に入ってくる人も出るのが便利が悪ければ、入る人も便利が悪いわけです。じゃあ芦屋町の観光を、今から観光立町にしたいという思いがあっても、入ってくる人の利便性、またこちらから出る人の利便性がなければ活性化にはつながらないんだと、私は思っております。この問題が解消できれば、これほど住みよい町はないと私は思っております。芦屋町は私も大好きです。それで、この後にその問題と質問と続かせていただきますので、お願いいたします。

5点目、政府は日本の交通網の未来図を示す「交通政策基本計画」を閣議決定し、使いやすい交通の実現の中にデマンド交通の導入が盛り込まれました。芦屋町において導入の考えはないかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

27年2月に閣議決定された「交通政策基本計画」では、三つの基本の方針が定められ、その一つに「豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現」と定められ、その施策の目標には、一つに自治体中心にコンパクトシティ化等まちづくり施策と連携し、地域交通ネットワークを再構築する。二つ目に地域の実情を踏まえた多様な交通サービスの展開を後押しする等が示されています。

デマンド交通は、全国の自治体でも導入されており、路線定期型交通を救う「魔法の杖」のように思われております。しかし、導入に当たり初期投資に係る経費、それと事前予約というものが需要でございますが、この事前予約のわずらわしさから導入直後は利用客が少なくなるなど、いろいろな課題も出てきております。

芦屋町が平成24年3月に策定した「地域公共交通確保維持計画」の住民アンケートでも、デマンド交通の事前予約については、全体の48%の方が「事前予約は面倒なので利用しない」、また、自宅前または自宅のすぐ近くで公共交通に乗れることが重要かという問いについても、46%の方は「決められたバス停まで徒歩等で移動するため問題ない。」という結果が出ております。

導入した自治体の事例を見ますと、デマンド交通に何を期待するのか、デマンド交通によって誰が救われるのか、確保すべきサービス水準等をどう整理するのかということが、重要と考えております。先ほどから説明しております、住民の皆様との意見交換により、例えば、芦屋町の山鹿地区がどのような現状であるか、どのような課題があるのかなどそれぞれのニーズ、課題を聞くことで山鹿地区に適した公共交通のあり方を住民の方と一緒に作り上げていきたいと考えております。

公共交通に関する研修会に我々も参加しますと、「住民の意見と公共交通を利用する人の意見は異なる」というような趣旨の発言を良く聞きくことがあります。芦屋町でも一家に2台から3台の自家用車がある家も珍しくはありません。運転免許と自家用車を持っている方は、自分の行きたい時間に行きたい場所に、いつでも自家用車で行くことができます。運転免許も車も持っている方に、バスについての意見を聞くと、「バスは便利が悪い。便数が少ない。でもなくなると困る。」というふうに必ず言われます。これらの意見をもとに、仮にバスの便数をふやしても、車を利用している方は、バスに乗るといことはほとんどありません。今までどおり車を利用しております。しかし、運転免許も車もお持ちでない方は、公共交通しか頼ることができません。このような公共交通を本当に真に利用する方の意見を拾い上げて、芦屋町のあるべき公共交通を育てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

アンケート調査の結果とか事前予約が面倒しいとかですね、48%。そういった例がありますが、国は人口減少によるバス路線廃止が相次いでおり、このため地域の実情を踏まえた多様な交通サービスの展開を後押しする、その一つとして地方自治体が主体となって、乗り合い、予約型小型バスやタクシーを運行するいわゆるデマンド交通を本格的に普及させ、高齢化社会に対応した取り組みも進めるということで、この導入が決まっているようでございます。

現在、芦屋町の高齢化率はどのくらいあるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

26年の10月1日現在でございますけども、人口が1万4,847人。それから、65歳以上の方が4,059人ということで、27.3%が高齢者の方ですね。そのうち、後期高齢と言われる方が2,008人、率にして13.5%おられます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

今、高齢化率を述べていただきました。平成37年度には、高齢化率は32.4%、75歳以上は19%の見通しが示されております。高齢者のみの世帯数でも23.7%、高齢者一人暮らし世帯数で38.2%、高齢者がいる世帯数は38.1%ということで、ずっと高齢化が推移しているわけでございます。

例えばですね、導入した自治体の事例の中でデマンド交通に何を期待するのかと、先ほど述べておりましたが、これは、町民の利便性を期待するわけです。誰が救われるのか、これは人が救われるわけです。人に光を当て、人が生きる。それが地方創生だとも言われています。同志社大学大学院の新川達郎教授は、「住民幸福度の高い地域を考えていくことが肝要。」との指摘をされております。

私、八女市のふる里タクシーの視察に公明党議員団で行ってまいりました。この予約型乗り合いタクシー導入の目的は、全国平均を大きく上回る高齢化が進む中、定住自立圏構想の柱の一つであると言われており、これを導入したようでございます。これは、既存の路線バス、患者輸送

車、福祉バス等の地域生活交通を抜本的に見直し、デマンド交通を導入した。市内に点在していた交通空白地域の解消を図り、安全・安心のまちづくりを支えていくものであるという基本的構想の中で導入したようであります。

そのアンケートの結果でございますが、80%の方が「暮らしが便利になった。」という回答をいたしております。会員登録が面倒しいとかいろいろありますけれども、やはり便利になれば、これは会員数もふえていくものと思っております。それから、先ほど初期投資のことをおっしゃっていましたが、八女市のほうではですね、導入前と導入後は、あまり大差はないということの言葉をいただきました。予約して家から病院、家から買い物。どれほどありがたいかわかりません。買い物を買って帰る時のことを考えればですね、そのまた何時に帰るからという時間を予約すればいいわけですから。その、今からですね、今後、中央病院の移転問題もありますし、やはりデマンド交通を私は検討課題としていただきたいなと思っておりますが、町長の見解を聞いても、「また。」とおっしゃいますけど、ちょっとお聞かせください。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、いみじくも最後、益田議員言われましたように、高齢化率がどんどん高くなるわけでございます。現実問題やはり、後期高齢者の方が車を運転するというのは、非常に危ない、危険、家族の方も車を取り上げるというようなこともですね、よく耳にするわけでございますが。デマンド交通というのは、将来、これは避けて通れない、芦屋町にとりまして。私は今はいいけど、将来にはこのデマンド交通というのは避けて通れないところであろうかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは件名2、子育て支援としての通学費補助についてお尋ねいたします。

芦屋町の人口減少は深刻であり、人口減少を食いとめる施策に積極的、具体的に取り組んでいく必要があるかと思っております。そこで、子育て世帯の負担軽減を図るため、子育て支援施策の一環として、小学校・高等学校等の通学費補助制度の導入についてお尋ねします。今回の当初予算におきましては、るる子育て世帯の負担軽減を図る政策が盛り込まれておりましたので、大変うれしく思っております。

一つ、町内小学校への通学費の状況は、どうなっているのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

町内3小学校のうち、バス通学をしているのは、粟屋・大城地区から芦屋東小学校に通学している児童29名です。また、北九州市営バスの定期代は、3カ月で9,420円、6カ月で17,850円となっています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、高等学校等への通学費の状況をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

高等学校への通学費の状況でございますが、個々の生徒の通学費に関する統計資料がございませんので、JR折尾駅周辺の高校、宗像高校、八幡南高校、八幡高校及び独立行政法人国立高等専門学校機構北九州高等専門学校、これらに通学する場合を例にあげ、最も経済的と思われる通学経路とそれに要する定期運賃について、説明させていただきたいと思っております。なお、便宜上、北九州市営バスは第二粟屋から、タウンバスははまゆう団地からの運賃で算出しております。まず、折尾地区の高校へ通学する場合ですが、北九州市営バスを利用し、折尾駅まで利用すると仮定します。この場合、3カ月定期で約3万5,000円、6カ月定期で約6万6,000円です。

宗像市の宗像高校へ通学する場合は、タウンバスを利用し、遠賀川駅でJRに乗り換えて最寄り駅の東郷駅まで利用すると仮定します。この場合、3カ月定期で約5万3,000円、6カ月定期で約10万円です。

北九州市八幡西区の八幡南高校へ通学する場合、市営バスで折尾駅、その後西鉄バスへ乗りかえて永犬丸まで利用した場合で、3カ月で約6万1,000円、6カ月定期で約11万9,000円です。

八幡東区の八幡高校へ通学する場合は、市営バスで折尾駅へ、そこからJRで八幡駅へ、そこから高校まで西鉄バスで通学する場合、3カ月定期で約7万4,000円、6カ月定期で約14万2,000円です。

小倉南区の独立行政法人国立高等専門学校機構北九州高等専門学校へ通学する場合は、折尾駅、小倉駅と乗り継いで、北九州モノレールで終点の企救丘駅が最寄り駅となりますが、この場合、

3カ月定期で約8万2,000円、6カ月定期で約15万6,000円となります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

働く女性にとりましては、幼児期は保育料。例えば7階層の3歳児で36,000円。それから小学校に入りますと、粟屋・大城から鶴松までが9,420円、3カ月定期ですね。その後今度は、働いておりますから学童クラブに入ります。月額6,300円、それからおやつ代が1日100円ですから、20日としても2,000円。これで、8,300円。このように、ほんとうに子供を持つことによって、うれしい反面お金がやはりたくさんかかります。

この今の実態を鑑みてですね、3点目に入りますが、通学費補助制度を導入するお考えはないのでしょうか。これは、町長にお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

通学費補助制度の導入というのは、以前から刀根議員が二度ほどですね御提案いただいとるわけでございますが。今、地方創生のそういう時代に入って、国も補助制度を厚くしようという構えでございます。

現在の芦屋の子供たちは、中学校を卒業し、進学するにはやはり町外の学校に通学するわけでございますが、先ほど来より芦屋の交通機関のお話が出ておるわけでございますが、折尾駅か遠賀川駅という形になろうかと思えます。学校までの通学時間が都市部で暮らす場合と異なりまして、やはり地の利の面では不利だと言わざるを得ないわけでありまして。通学費用も余計にかかってしまうのが、これが現実であるわけでありまして。子供さんがやはり一人、二人、三人とおられる家庭では、なおさら家計に響いてくるわけでありまして、そういった中で、来年度より「子ども・子育て新制度」が始まります。また、昨年末に閣議決定された「まち・ひと・しごと創成総合戦略」には、戦略の3本柱として、「東京一極集中の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する」、「地域の特性に即して地域課題を解決する」ことが掲げられておるわけでありまして、これは芦屋町といたしましても、来年度までに芦屋版の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するようにしております。第五次総合振興計画の後期基本計画の策定と同時進行で進めていくこととなるわけでありまして、この中では「定住促進」、「子育て世代の包括的支援」の取り組みは、重点的な取り組みとして今後必要となると考えます。議員が言われています通学費の補助につきましても、子育て世代への支援策の一つであろうと認識はしております。

しかしながら、子育て世代への支援策は、それだけではないと思っております。子育て世代のみなさんが今必要だと感じていることをしっかりやはり受けとめ、町として何をしなければならないことかを考える時期に来ていると考えております。「魅力を活かし、みんなで作る元気な芦屋」、「芦屋の子供は、芦屋で育てる」という芦屋には大きな基本理念があるわけですが、若年世代が芦屋町で暮らし、子供を生み育てる意欲を高められる施策について、非常に大事なことでと認識はしておるわけであります。

しかしながら、先ほど来より各議員さんに将来のことをいろいろお聞きされるわけですが、次年度以降の方向性というか新たな制度に関するところでございますので、今この時点で具体的にどうだということは控えさせていただかなければならないと思っております。御理解を賜りますことをお願い申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

過去に私が議員になってすぐくらいに署名活動をやらせていただいて、多くの方の署名を集めて、やはり議会で質問させていただいて、その中で全部の方ではありませんが、3,000円の交通費の補助制度ができたことがあります。ただ、これが合併の問題の時に、他町にないものということで、一線を引かれて無くなったわけですが、私の家のことですから、他の方のことを言うわけではありませんのであれですが、我が家は上二人が年子であったために、頭がずば抜けていけば近いところでよかったんでしょうけど、上二人が3路線を使つての通学だったために、交通費に随分悩んだものです。ただ、3人目は1路線で行ける折尾を目指したんですが、自信を持って臨んだんですが、結果は不合格でした。本当は親に私立にやるだけの能力、生活力があれば良かったんですが、心が痛みましたが、話し合いの末に中浪を余儀なくいたしました。それほど、通学費の問題は深刻な家計を圧迫するものでございます。小さい時はですね、早く産んでいるほうがいいかなと思ったんですが、高校、大学に行くようになったら、このことがこんなに大きくなるとは思いませんでしたので、これはちょっと悩んだ問題でございました。やはり、子供さんを二人、三人、四人と少子化社会に歯どめをかけて産んでいただくためには、やはり先ほど町長が言われましたように、この問題だけではありませんが、子育て支援策の一環として検討の課題の中に入れていただきまして、デマンド交通の取り組みとあわせてですね、今後頑張っていただければなとこのように思っております。

私の24年間、大変お世話になりましたことを感謝申し上げます、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長 横尾 武志君

以上で、益田議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。これをもって、散会いたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時 36 分散会
